

# 神をいつきまつる島づくり

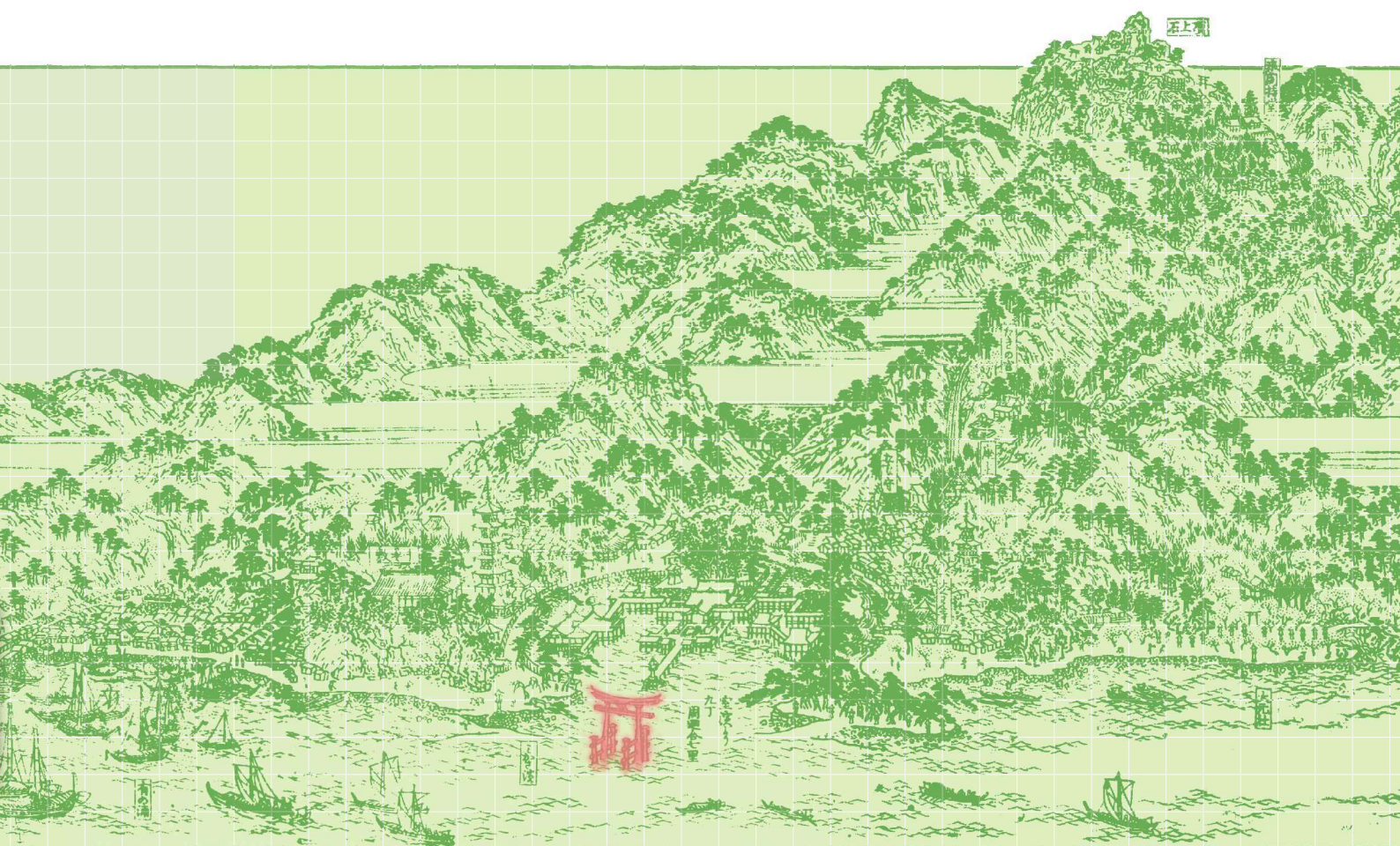
## 宮島まちづくり基本構想

私たちには

守るべきものがある

伝えるべきものがある

できることがある



令和2(2020)年3月





私たちには  
守るべきものがある  
伝えるべきものがある  
できることがある





# 序

『宮島』、私たちの暮らす廿日市市を、広島県を、さらには、日本を代表する観光地。

「日本三景」「世界遺産」の島として国内はもとより国外でも有数の知名度を誇る。

年間450万人を超える来訪者が、国内はもとより、アジア、ヨーロッパ、アメリカ、オセアニアなど国外のさまざまな地域から、一年を通して切れ目無く訪れる。

これほどの外国人が訪れるようになったのはここ数年のこと。急激な変化だ。

反面、島に暮らす人は急激に減少している。

元号が昭和から平成に変わるころに3,000人を数えた人口は、令和となった今、1,600人に満たない。

30年間でおよそ半減した。

1,600人に満たない人口で450万人を超える来訪者を受け入れている地域は、世界中見渡しても例がない。


明治27（1894）年、宮島を訪れたアメリカの紀行作家 エリザ・ルーアマー・シドモア<sup>※</sup>は、宮島を『理想郷』と称えた。

『信仰と麗しい風景と伝説と詩情が残る』場所ですごした、『平穏で静寂』な時間、『純朴』な島民との交流は彼女の心を強く打った。

そして、『滞在期間の長短に関わらず、この島に滞在するものは純朴な生活に染まってしまう。』、『平穏と詩情にあふれ、進歩的な日本から一世紀遡ったように感じる。』と記した。

もし彼女が今の宮島を目にしたなら、その姿はどのように映るのだろうか。

今の宮島は「理想郷」足りえるのだろうか。



宮島の最も古い呼び名、「伊都岐嶋」。それは「神を齋き祀る島」のこと。

太古、人々は島に神の姿を見いだした。

それこそが、「神宿る島」。

そして、その神をいつき祀るための社を建立する。

遡ること、1427年前のこと。

「神の体」を傷つけないように。

その575年後、時代の変革者の手により、社は美しく、壮麗な姿に生まれ変わる。

美しい社を中心に「ひと」や、「もの」や、「こと」が様々な地域から流れ込む。

それらは、この島独自の文化を生み出した。

時を重ねて文化は歴史になった。

時代のうねりの中で、

島に暮らす人は、

時々の変化を受けとめながら、

しなやかに、力強く、神の宿る島を守り伝えてきた。

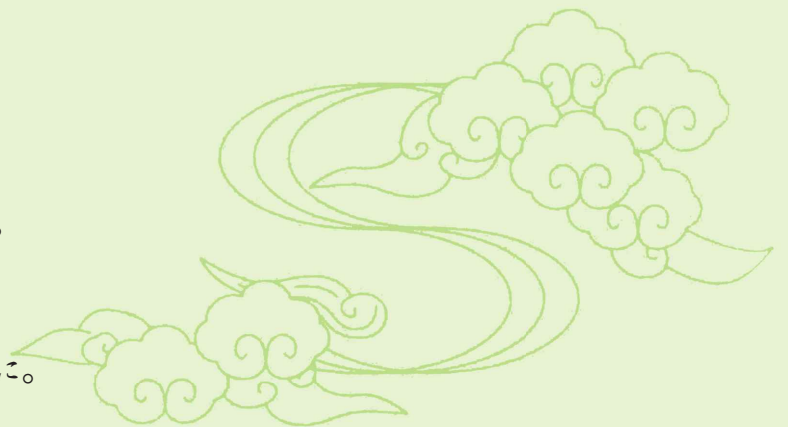
それこそが、宮島の 巖島の原点。

私たちには、守るべきものがある。

私たちには、伝えるべきものがある。

私たちには、できることがある。

この島が「理想郷」であり続けるために。



※エリザ・ルーアマー・シドモア (Eliza Ruhamah Scidmore)

【1856 (安政 3) 年 ~ 1928 (昭和 3) 年】

アメリカの紀行作家・写真家・地理学者。ナショナルジオグラフィック協会初の女性理事。ワシントン D.C. のポトマック河畔に桜を植えることを提案したことで知られる。1884 (明治 17) 年、27 歳の時に、横浜領事館の外交官である兄を訪ね初来日。以降何度も来日し日本各地を訪問した親日家。1894 (明治 27) 年に宮島を訪れその時の様子は「センチュリー」誌 1896 (明治 29) 年 8 月号に「不朽の島」"An Island without Death" として掲載された。

没後、遺灰の一部は横浜に埋葬され、日本で亡くなった母や兄とともに眠っている。墓碑の傍らにはポトマック河畔から里帰りした桜が植えられ「シドモア桜」と名づけられている。

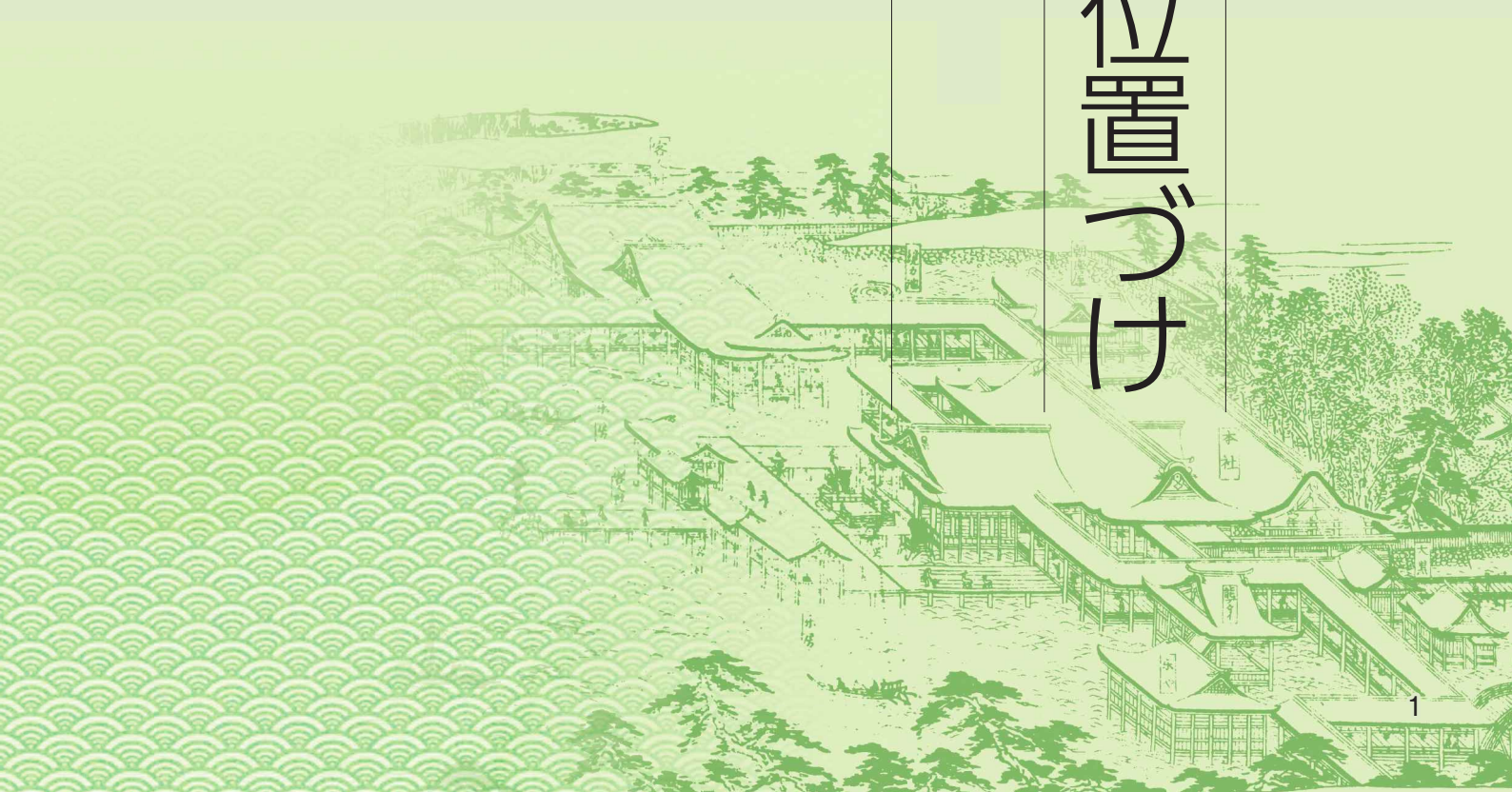
## 目 次

<b>第Ⅰ章 本構想の目的と位置づけ</b> .....	1
1. 目的と位置づけ .....	2
2. 対象エリア .....	3
3. 目標設定と事業化 .....	4
<b>第Ⅱ章 目標・理念・方針等</b> .....	5
1. 原点となる宮島の姿 .....	6
2. まちづくりを進めるための理念 .....	8
3. 目標とする未来の姿 .....	9
4. 基本方針 .....	10
5. まちづくりの視点 .....	11
6. 構成 .....	12
<b>第Ⅲ章 宮島の現状と課題</b> .....	13
1. 現状 .....	14
2. 課題 .....	64
<b>第Ⅳ章 施策展開</b> .....	71
1. 施策のあり方と方針 .....	73
2. 実現に向けた課題 .....	87
<b>第Ⅴ章 構想の推進</b> .....	89
1. 構想の進め方 .....	90
2. 推進体制 .....	96
<b>第Ⅵ章 本構想の体系</b> .....	103
<b>参考資料</b> .....	107
1. 島民から寄せられた主な声 .....	108
2. 島内地図 .....	114

# 第I章

# 本構想の目的と位置づけ

1. 目的と位置づけ	2
2. 対象エリア	3
3. 目標設定と事業化	4



# 第1章 本構想の目的と位置づけ

## 1 目的と位置づけ

本市は、二度にわたる合併からこれまで、市域の一体感の醸成、均衡ある発展を念頭に置き積極的に事業を進めてきました。しかし、平成の合併（平成17（2005）年11月）から10年以上が経過する中、特に中山間地域や島しょ部では、人口減少、高齢化の進展などに伴う新たな地域課題が明らかになってきました。

このため、佐伯地域、吉和地域については、中山間地域の維持と、ふるさとを次世代に引き継いでいくための戦略を組織的に取り組んでいるところです。

宮島地域では、急激な高齢化と人口減少が進行しています。それは平安時代から受け継がれてきた文化や民俗に根ざした伝統の消失という問題を引き起こしました。また、急激な人口減少と相反する来島者の激増は、オーバーツーリズムというこれまでになかった新たな課題を生じさせています。

さらに、空店舗や空き家などに多くの島外資本が流入していますが、島の慣習や法規制などを十分に理解している事業者ばかりではありません。これらの問題や課題そして、インターネットやSNSの普及といった社会情勢の変化は、否応なしに宮島を変化の渦に巻き込んでいます。それは、宮島にとっての大きな転換期と言えます。

私たちには、先人から受継いだ宮島を世界共通の財産として次世代に引き継いでいくための責務があります。

このため、宮島の持つ自然、文化、歴史など他に類を見ない特性と生活環境の整備、福祉・保健・医療の充実など島民の暮らしに視点を当て、宮島の「あるべき姿」と「ありたい姿」を明らかにするとともに、まちづくりの理念と基本方針を示す長期的な構想を策定するものです。

今後の宮島に関わる様々な施策や事業を展開する際の、まちづくりの道標として位置づけます。

昨今のまちづくりの成功事例を見ると、その多くが住民主体で行われています。そのまちづくりは、元々その地域に暮らす人、よその地域から移り住んできた人とが力を合わせ協力しながら進めてきたものが多く見られます。

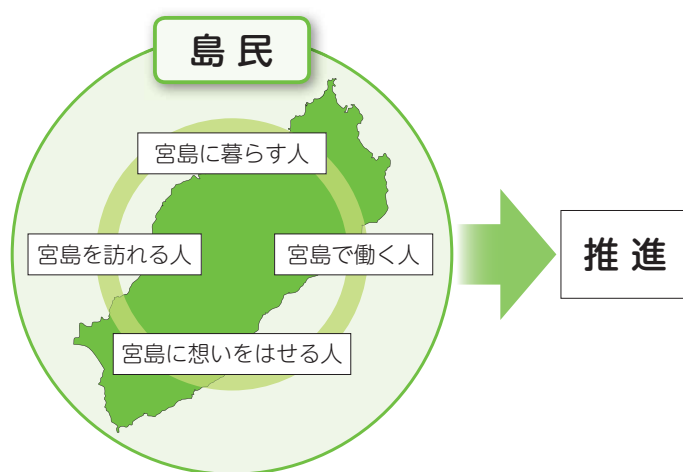
宮島においては、著しい人口減少と高齢化が進行しており、島に暮らす人だけでまちづくりを進めることは難しくなっています。幸い宮島には多くの交流人口があります。宮島で働く人やボランティア活動、文化活動で訪れる人はもちろんのこと、多くの観光客も経済的に島の生活を支えてくれているといえます。



これからの宮島のまちづくりを行っていくためには、宮島に関わる全ての人の力が必要です。

この構想では、「宮島に暮らす人」「宮島で働く人」はもとより、「宮島に想いを  
はせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる全ての人を「島民」と定義し、  
「島民」と「行政」が一体となって推進していくものとします。

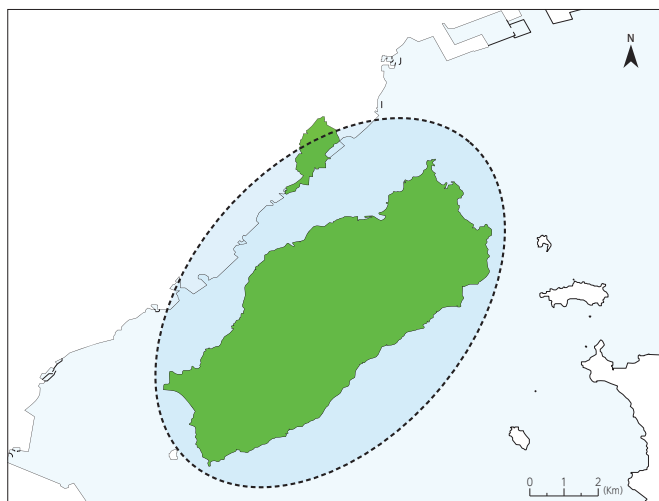
図表 島民のイメージ



## 2 対象エリア

対象地域は、島の原点である自然を有する「宮島全島」ですが、第6次廿日市市総合計画において設定した都市構造（世界遺産交流ゾーン）を踏まえ、関連地域として宮島への玄関口である宮島口を含めて、対象エリアとします。

図表 対象エリア



### 3 目標設定と事業化

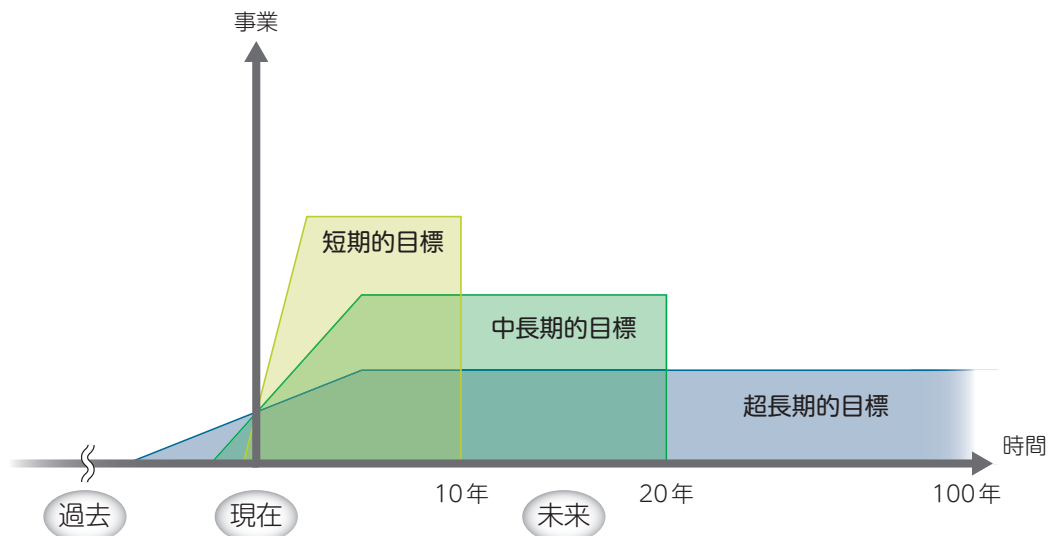
本構想は、宮島に暮らす人はもとより宮島を訪れる全ての人にとって魅力的であり、いつくしみの想いを抱くことができる島として「宮島」を創り上げていく指針となるものです。

「宮島」を創り上げていくための「あるべき姿」と「ありたい姿」を具現化するためには様々なソフト事業や、ハード事業が考えられます。

そして、その事業化にあたっては、重要度や緊急度が高く短期的目標（10年以内に完了する目標）をもって取り組むべき事業や、重要度が高く事業費のかさむ事業のように、特定財源の確保も含め、効率的で効果的な事業手法と計画的な実施を求められる中長期的目標（20年以内に完了する目標）をもって取り組むべき事業、さらには、息長く超長期的に（～100年というロングスパンで）取り組み続ける事業など、事業の優先度や事業内容によって、目標設定の見極めが必要となります。

このため、宮島の「あるべき姿」と「ありたい姿」を具現化するため50年～100年の長期的な視野で取り組みます。

図表 目標設定



## 第Ⅱ章

# 目標・理念・方針等

1. 原点となる宮島の姿	6
2. まちづくりを進めるための理念	8
3. 目標とする未来の姿	9
4. 基本方針	10
5. まちづくりの視点	11
6. 構成	12



## 第Ⅱ章 目標・理念・方針等

### 1 原点となる宮島の姿

宮島の最も古い呼び名は「伊都岐嶋」といわれ、弘仁2(811)年の「日本後紀」には「伊都岐嶋神」が記されています。「伊都岐嶋」とは「神を斎まつる島」のことであり、古くから島そのものが信仰の対象とされてきたことがわかります。

島には巖島神社の神事などにたずさわる神官や内侍、僧たちだけが滞在しました。

室町時代以降、巖島神社の修理造営を行う職人たちが居住するようになりますが、農耕、機織などは厳しく禁じられました。その後、巖島神社の門前町として多くの人に移り住むようになりました。また、瀬戸内海交易や文化の集積地として、様々な文化を取り込みながら繁栄していきました。

江戸時代後期には、松島、天橋立とともに日本三景の一つに数えられることとなります。こうして、宮島は信仰、交易、観光の島として広く知られていきます。

明治22(1889)年、町村制施行と同時に「巖島町」として町制が敷かれ、昭和25(1950)年には「宮島町」に町名を改めました。

平成8(1996)年には、巖島神社と前面の海、そして背後の弥山原始林が、人類共通の貴重な財産として世界遺産に登録されました。

さらに平成17(2005)年には廿日市市との合併によりその一部となりました。近年は年間450万人を越える国内外からの来島者を受け入れ、廿日市市はもとより広島県の観光の中心を担っています。

宮島は、千年以上の長い時間をかけ様々な文化を取り込み、この島ならではの文化や民俗を築きあげてきました。一方、島の自然は平安時代から今日に至るまで、島をいつくしむ人々の努力によって守られ、太古からそのままの姿で残されています。

宮島の価値は、「神をいつきまつる島」として厳しく守られてきた自然や文化、歴史そのものにあります。この自然や文化、歴史が観光資源として地域の経済基盤を形成すると共に「日本三景」「世界遺産」として宮島の価値を高めてきました。この価値を守り伝えてきたのは、人々の「島をいつくしむ想い」に他なりません。

宮島に暮らす人たちは、日々の暮らしの中で「島をいつくしむ思い」を受け継ぎながら、自然や文化を守り伝えてきました。しかし、急激な人口減少と高齢化などは、これらを守り伝えていくうえで著しい障害となっています。さらに生活様式の急激な変化は、文化や民俗、伝統の消失に拍車を掛けています。加えて、かつてない来島者の増加は、経済効果という名の下で文化や伝統の変化や消失といった問題を見えにくくしています。

私たちには、宮島を人類共通の財産として後世に守り伝えていく責務があります。それは、先人によって守り受け継がれてきた自然や歴史的文化財、時間をかけて築き上げてきた文化や伝統、さらには人々の営みとともに形づくられてきた町並みや景観などの環境・資源などを後世に引き継ぐことです。

時代の大きな転換期を迎えた今こそ、普遍的な宮島の姿である「神をいつきまつる島」、そしてその宮島を守り伝えてきた根底にある「島をいつくしむ思い」を見つめ直す必要があるのです。

この原点に立ち返ったときに見える宮島の姿は

## 「神をいつきまつる島」

であり、そこには「自然・文化・歴史のいきづく島」があるのです。

### 原点となる宮島の姿

**神をいつきまつる島** ～自然・文化・歴史のいきづく島～

## 2 まちづくりを進めるための理念

これからのまちづくりを進めていくためには、宮島の価値を明確にしていかなければなりません。それには、守り伝えてきた「自然」、築きあげてきた「文化」、積み重ねてきた「歴史」といった宮島の普遍的な価値を見つめなおし明らかにすることが必要です。そして、この価値を守り後世に継承していくことこそが宮島の「あるべき姿」と言えます。

その、「自然・文化・歴史」を守り継承するためには、宮島に関わる全ての「人」の力が必要です。文化や民俗といった生活の部分を守り伝えるためには島に暮らす「人」の力が重要になります。さらに、島を訪れる「人」と関わりながら、島に暮らす「人」が心豊かに暮らせる島を創造し育てていくためには「ありたい姿」を導き出す必要があります。

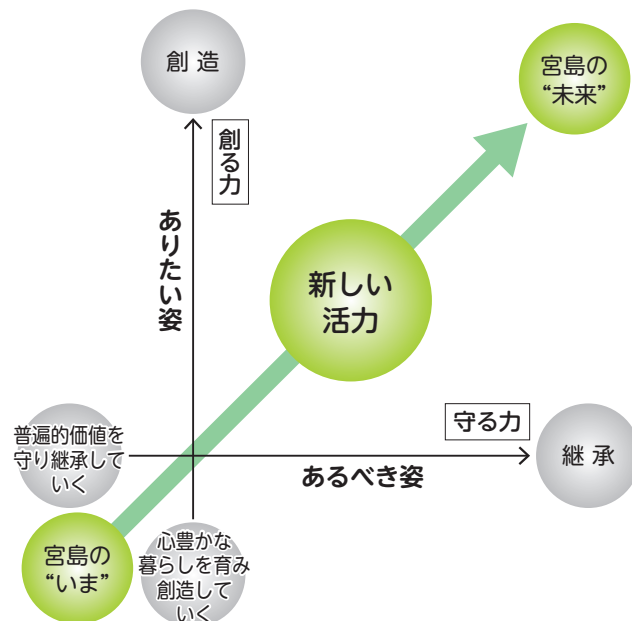
まちづくりを進めるための理念（考え方）

- ① 「あるべき姿」の継承：宮島の普遍的価値を守り継承していく
- ② 「ありたい姿」の創造：心豊かな暮らしを育み創造していく

の2つの方向性から、宮島の過去と未来をつなぐまちづくりを行う。

2つの方向性は、宮島の過去と未来をつなぐまちづくりの理念になるものです。これらは、宮島の持つ魅力を引き出し、未来へ繋がる活力にもなります。

図表 理念のイメージ



### 3 目標とする未来の姿

前項の理念「あるべき姿の継承」と「ありたい姿の創造」は、宮島の過去と未来をつなぐ将来像を導き出します。その目標とする、未来の姿を『全島博物館：巖島』として捉えます。

宮島は貴重な自然や文化財が、コンパクトなエリアに集積し、独自の文化や伝統、歴史を有する他に類を見ない島です。ここにある自然、文化、歴史などを守り伝えるためには、まずそこに暮らす人の力が必要です。しかし島に暮らす人だけでは、自然、文化、歴史を守り伝えていくことは難しくなっています。島に暮らす人、働く人、訪れる人、思いをはせる人、すべての島民が宮島を守り、伝え、発信することで新たな活力を生み出すことができます。

貴重な自然、文化、歴史を守り伝える宮島全体をフィールドとして体験し、学びや観光ができる宮島は「本物を体感できる屋根のない博物館」といえます。

すべての島民が、博物館の一員となって宮島を守り伝えると同時に、新たに島を訪れる人は、貴重な本物を見て、聴いて、体感して学び、その体験を発信することで島民としての役割を担ってまいります。

すべての島民がそれぞれの役割を果し、様々な主体が連携し活動することで、新しい活力を生み出し宮島の「未来の姿」を実現していきます。

図表 未来の姿



## 4 基本方針

宮島の未来の姿を実現するために、次の4つの基本方針を導き出しました。この4つの基本方針に基づきこれからのまちづくりを進めていきます。

### ① 守り伝える不朽の島づくり

宮島の原点である「自然・文化・歴史」の普遍的な価値を明らかにし、島民が一体となって未来に守り伝えていく島づくりを進めます。

### ② 活かし潤う感動の島づくり

宮島の普遍的な価値である「自然・文化・歴史」を活用し、暮らす人にも訪れる人にも魅力的な、観光と感動の島づくりを進めます。

### ③ 心豊かに暮らす生活の島づくり

ハード、ソフト両面での基盤を整備し宮島に暮らす全ての人が、安心して心豊かに暮らせる島づくりを進めます。

### ④ 人々がふれあう交流の島づくり

世界中から訪れる人々を含め島民同士の交流機会を創出し、新たな文化を生み、活力ある島づくりを進めます。



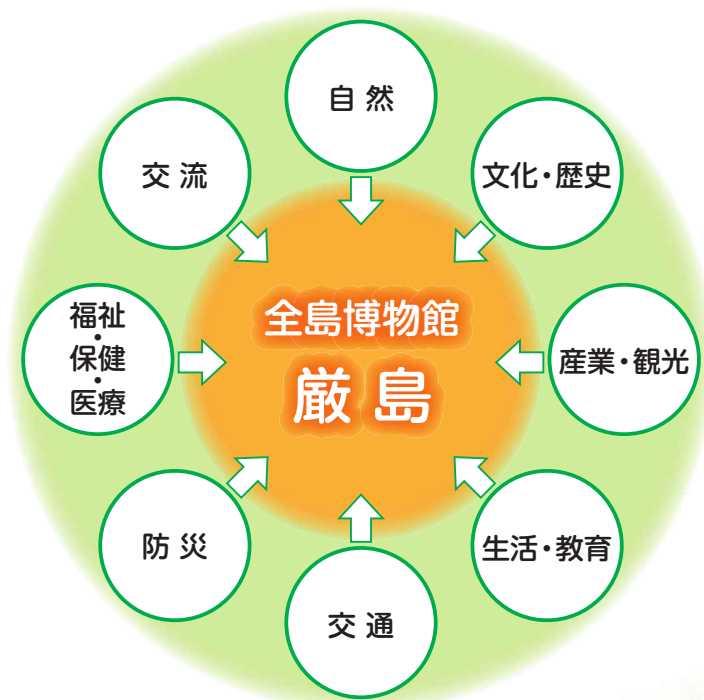
## 5 まちづくりの視点

まちづくりを現実のものにしていくためには、様々な視点から課題を見つめ解決策を導き出す必要があります。

本構想では、前述の4つの基本方針を踏まえ、8つの視点から具体化に向けた方策を導き出します。

図表 施策展開の視点

4つの基本方針	8つの視点
① 守り伝える不朽の島づくり ② 活かし潤う感動の島づくり	自然
	文化・歴史
③ 心豊かに暮らす生活の島づくり	産業・観光
	生活・教育
	交通
	防災
④ 人々がふれあう交流の島づくり	福祉・保健・医療
	交流



# 6 構成

## 第Ⅰ章 本構想の目的と位置づけ

目的と位置づけ

対象エリア

目標設定と事業化

## 第Ⅱ章 目標・理念・方針等

原点となる宮島の姿

神をいつきまつる島～自然・文化・歴史のいきづく島～

まちづくりを進めるための理念

【あるべき姿の継承】 宮島の普遍的価値を守り継承していく

【ありたい姿の創造】 心豊かな暮らしを育み創造していく

目標とする未来の姿

全島博物館：厳島

基本方針

- 1 守り伝える不朽の島づくり
- 2 活かし潤う感動の島づくり
- 3 心豊かに暮らす生活の島づくり
- 4 人々がふれあう交流の島づくり

まちづくりの視点

自然 文化・歴史 産業・観光 生活・教育 交通 防災 福祉・保健・医療 交流

## 第Ⅲ章 宮島の現状と課題

宮島の特性（社会的条件）

自然

文化・歴史

産業・観光

生活・教育

交通

防災

福祉・保健・医療

交流

関連計画・法規制

## 第Ⅳ章 施策展開

	あり方	方針
1 自然	宮島の原点である自然環境について、理解を深め、守り伝える	自然環境の保護とともに、観光や学習の資源として活用を進める
2 文化・歴史	宮島の伝統文化の価値を明確にし、守り伝える	宮島の伝統文化の保存伝承とともに、観光や学習の資源として活用を進める
3 産業・観光	来島者と住民の双方にやさしい国際観光拠点づくりを行う	生活と共生する国際観光拠点の整備を進める
4 生活・教育	豊かな生活を支える環境をつくる	守り伝える人を育み、活力ある地域をつくる
5 交通	来島者と住民の双方にやさしい交通環境づくりを行う	交通インフラを整備し、先進的な公共交通を導入する
6 防災	住民と来島者の生命、財産を守る環境をつくる	ハードとソフトの両面から防災対策を強化する
7 福祉・保健・医療	安心して暮らせる環境をつくる	福祉・保健・医療の体制を整備する
8 交流	宮島を核とした様々な交流の機会を創出する	様々な交流や事業が推進される受皿を構築する

## 第Ⅴ章 構想の推進

構想の進め方

推進体制

## 第Ⅵ章 本構想の体系

参考資料

# 第Ⅲ章

# 宮島の現状と課題

## 1. 現状

1-1 宮島の特性（社会的条件）

1-2 自然の現状

1-3 文化・歴史の現状

1-4 産業・観光の現状

1-5 生活・教育の現状

1-6 交通の現状

1-7 防災の現状

1-8 福祉・保健・医療の現状

1-9 交流の現状

1-10 関連計画・法規制

14

## 2. 課題

2-1 自然

2-2 文化・歴史

2-3 産業・観光

2-4 生活・教育

2-5 交通

2-6 防災

2-7 福祉・保健・医療

2-8 交流

64



# 第Ⅲ章 宮島の現状と課題

## 1 現状

### 1-1 宮島の特性（社会的条件）

#### (1) 位置

宮島は、広島県西部の広島湾に面した島しょ部に位置し、対岸の大野地域とは大野瀬戸によって隔たれているものの、至近距離にあります。

また、対岸の宮島口へは定期船で約 10 分、広島港（宇品）へは高速船で 20 分強の位置にあります。22 時過ぎの最終便後から早朝の始発便までの約 8 時間、本土との交通は遮断されます。

図表 位置図



#### (2) 地勢

宮島の面積は約 30km<sup>2</sup>、ほぼ北東（南西）方向を長辺とした長方形で、周囲は約 30km に及んでいます。

その中に弥山（標高 535.0m）や駒ケ林（502.0m）などが連なり、さらにその南西には岩船岳（466.6m）を主峰とする岩船岳山塊があり、急峻な山肌をみせています。平地や緩傾斜地は、巖島神社を中心とした市街地付近や杉之浦、包ヶ浦、

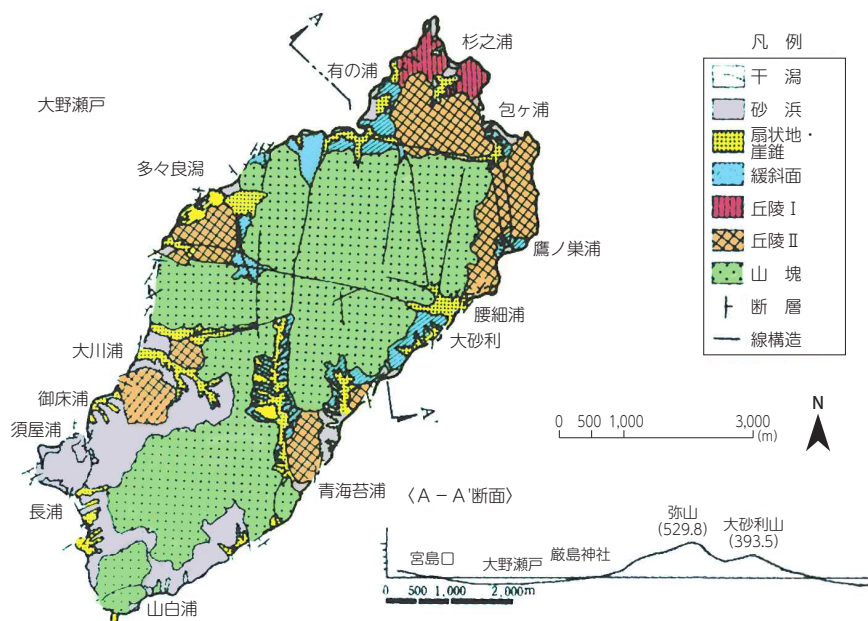
大砂利、多々良潟など、主として小河川の河口付近に限られ規模も小さくなっています。このうち厳島神社を中心とした市街地では、埋立地の占める割合が相対的に高くなっています。

また、宮島の七浦めぐりで知られる「浦」は、浅い入江をともなった砂浜海岸で、「崎」と呼ばれる海食台の岩石海岸と対比的な風景をなしています。浦に流れ込む河川は、海流の強さの差による影響で、大野瀬戸側では広い干潟を形成するのに対し、厳島海峡側では狭い浜堤が発達するに過ぎません。厳島神社前の広い干潟は、大鳥居の前景として訪れる人々に荘厳な印象を与えます。大川浦等はカキ・アサリの養殖に利用されています。砂浜海岸は包ヶ浦に代表されるように、海水浴やキャンプ等の場を提供し、夏期には多くの人々が訪れています。

河川は、弥山山塊から流下する白糸川、紅葉谷川、大元川等は急勾配であり、特に白糸川にはいくつかの滝がみられます。岩船岳山塊から流下する大川、青海苔川、大師川（多々良川）等は比較的ゆるやかで、幅の広い谷を形成しています。これらの河川の水量は、瀬戸内の島としては豊富です。

全島は花崗岩からなり、中国山地の断層が階段状に落ち込んだ5段目の山塊にあたっています。山塊は、北東の弥山山塊と南西の岩船岳山塊があり、そこでは花崗岩が大きく露出し、絵馬岩、三剣岩屋、幕岩、獅子岩などの名所となって風景に変化を添えています。

図表 地形条件図



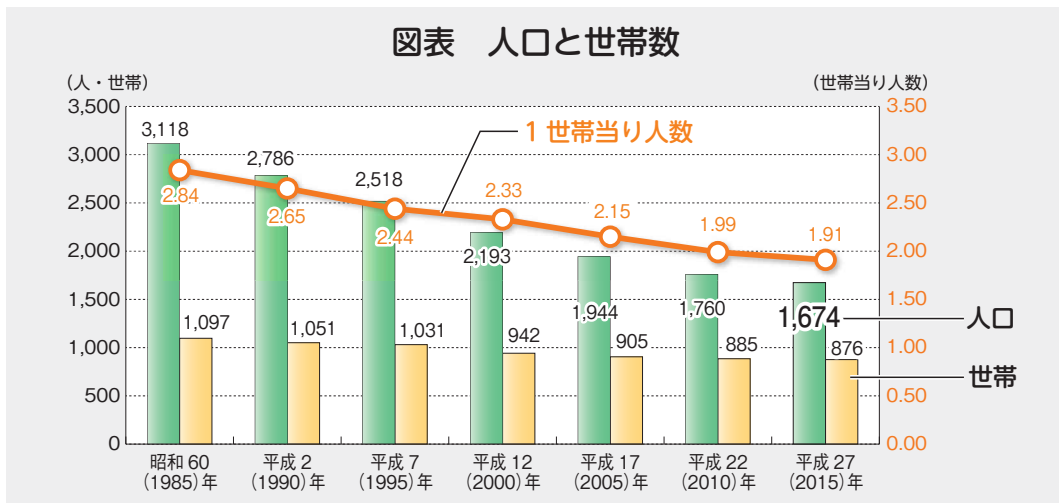
資料：自然・文化・歴史のいきづくまちづくり (H14.3)

### (3) 人口

宮島の人口は、昭和 22 (1947) 年の 5,197 人をピークに減少しており、平成 27 (2015) 年には 1,674 人まで減少しました。また、平成 9 (1997) 年には、過疎地域に指定されています。

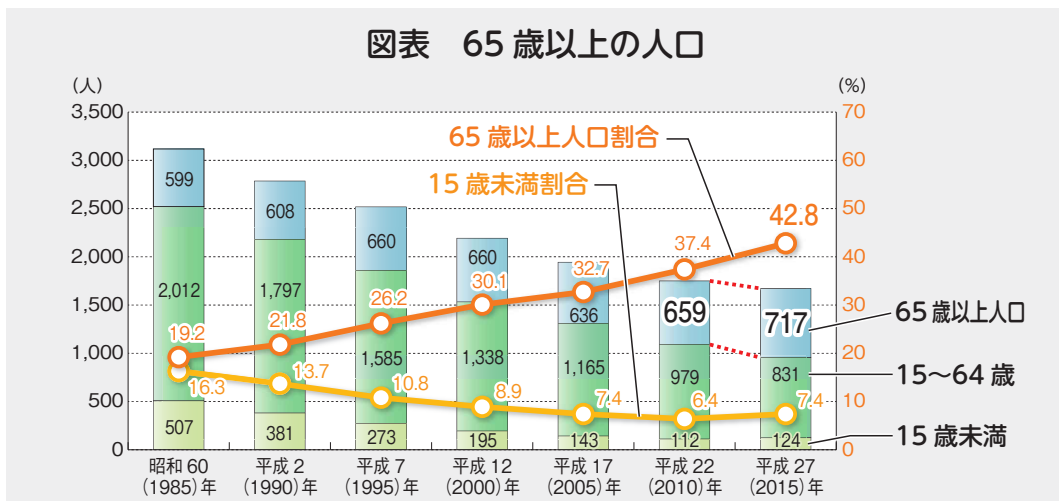
世帯数は、昔から「宮千軒」と呼ばれたように 1,000 世帯から横ばい傾向にありましたが、人口減少、一人暮らし世帯の増加と共に減少傾向にあります。

これらには、島という環境がもたらす生活利便性に劣る点や住宅取得の困難さなどが、根底にあると考えられます。また今後、我が国そのものが超高齢化、人口減少社会へ進んでいくこととも視野に入れる必要があります。



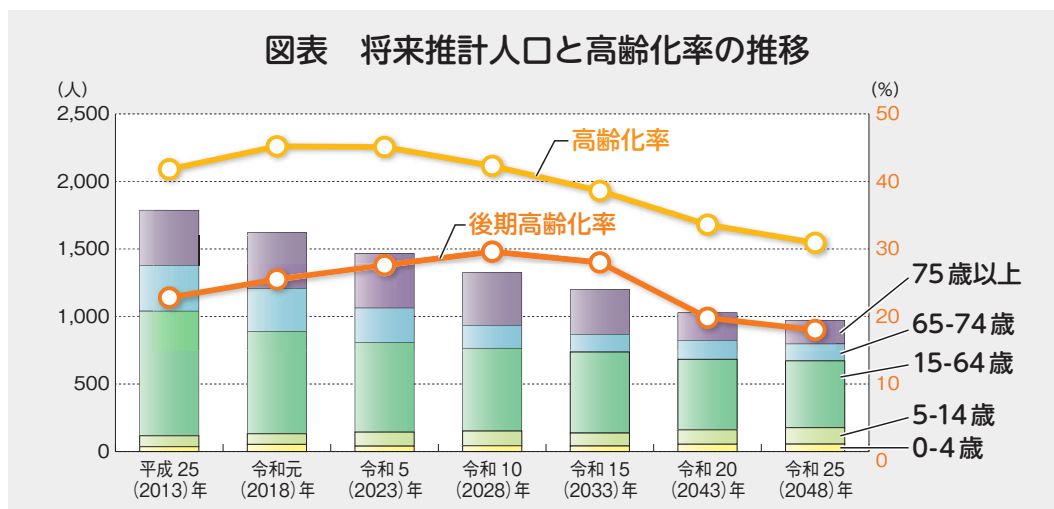
資料：国勢調査

宮島の 65 歳以上人口は、平成 22 (2010) 年は 659 人と 15 年前とほぼ同数でしたが、平成 27 (2015) 年には 717 人と増加しています。また、人口が減少している中で、65 歳以上人口の割合は 42.8% にまで上昇しています。



資料：国勢調査

今後は、一段と速い速度で人口減少が進む見通しとなっています。2028年以降には、後期高齢化率までが低下するという段階に入ることが予想されます。

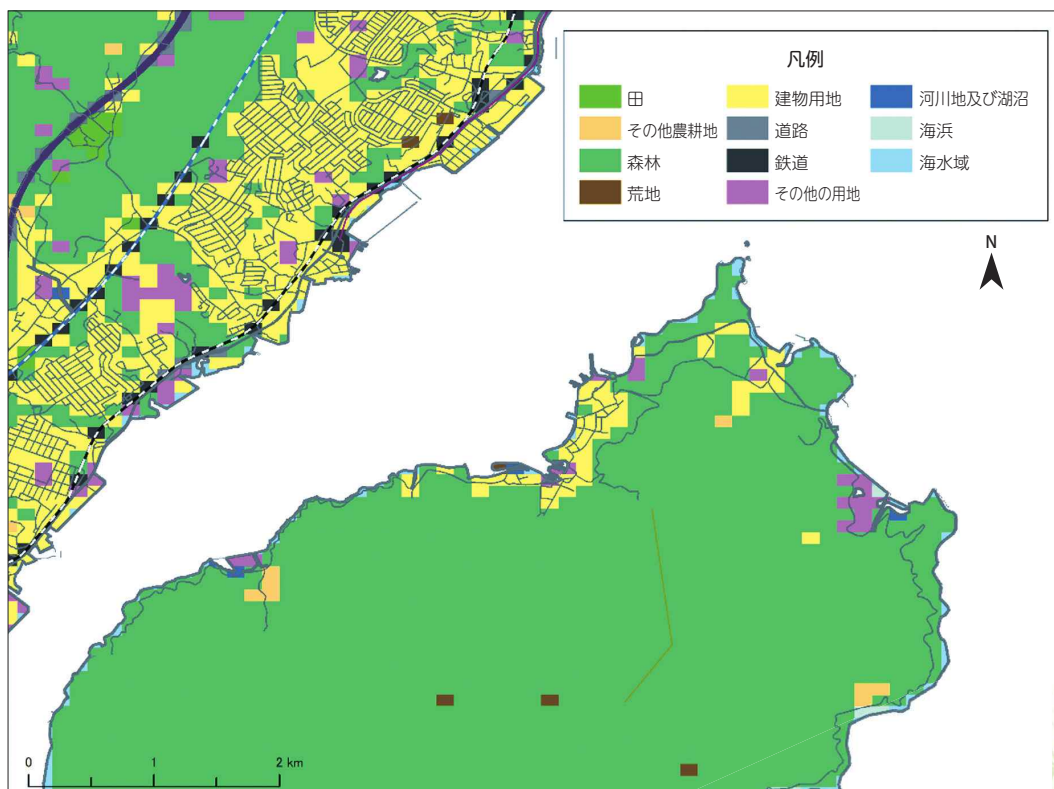


資料：宮島地区地域福祉カルテ

## (4) 土地利用

大半が森林からなり巖島神社周辺と杉之浦地区に市街地が形成されています。厳しい土地利用規制があるため大きな変化は見られません。

**図表 土地利用図 (平成 28 (2016) 年度)**



資料：国土数値情報

## 1-2 自然の現状

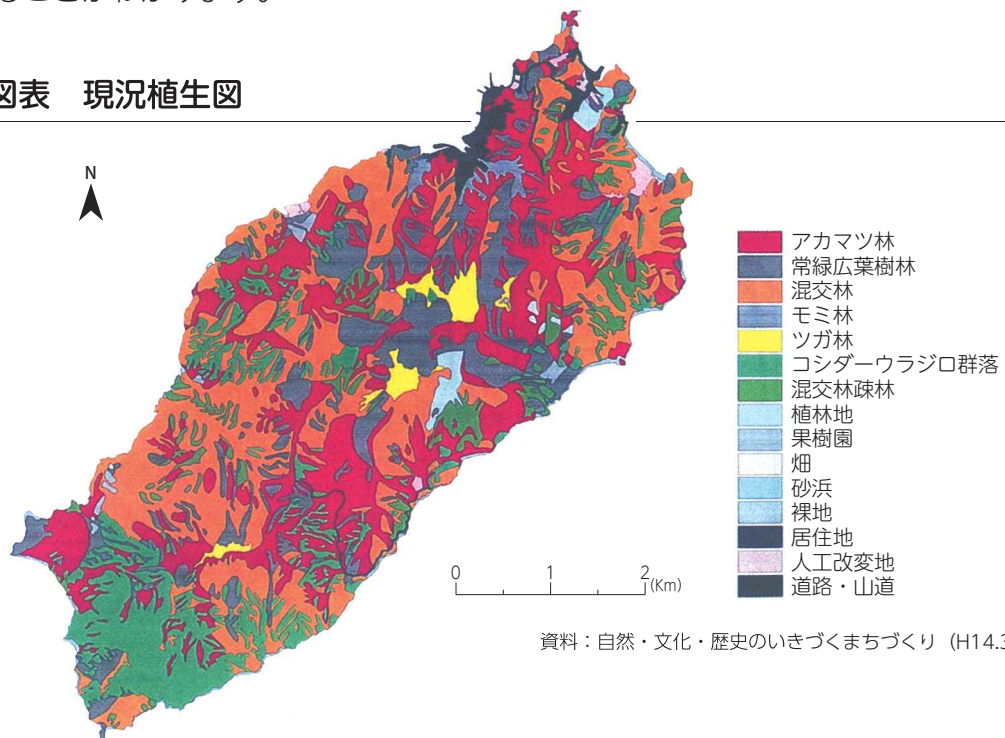
宮島の自然は、島全体が信仰の対象となったことや、貴重な自然や文化財を守り伝えるための様々な法令により守られ現在に至っています。台風などの自然災害や樹木の立ち枯れ、山火事などによる影響はあるものの、広範囲にわたる樹木伐採や大規模な埋め立てが行われること無く地形や動植物の生息は大きく変化していません。太古からの貴重な自然を現代まで守り伝えてきたといえます。

### (1) 植生

航空写真の判読と現地調査から、宮島の現存植生と土地利用はアカマツ林、常緑広葉樹林、アカマツ - 常緑広葉樹混交林など 15 種類の凡例に区分されています。面積比で見ると、アカマツ林とアカマツ - 常緑広葉樹混交林がともに 30% と最も大きい面積を占めています。次いで常緑広葉樹林、コシダウラジロ群落、繁茂したシダ類の上に多種の木本植物が散在する混交林疎林と続き、これら上位 5 つの植生型で総面積の 92% を占めています。一方、植林地や居住地などの人為的な土地利用は 3% 足らずであり、またモミ林は約 1%、ツガ林は約 2% です。

弥山北麓・巖島神社の後背地一帯の天然記念物「瀾山原始林」やそれを含めた世界遺産の区域は、常緑広葉樹林、アカマツ林、ツガ林などによって構成されていることがわかります。

図表 現況植生図



資料：自然・文化・歴史のいきづまづくり (H14.3)



## (2) 動物

島内には多くのニホンジカが生息しています。昭和 20（1945）年頃までに激減しましたが、現在では市街地に約 250 頭、全島で約 600 頭が生息していると推測されます。

また、従来は絶滅したと言われていたイノシシは、平成 18（2006）年頃から目撃されるようになり、現在はかなりの頭数が生息していると思われます。

昭和 50 年代後半から、ホンダタヌキが市街地でも出没するようになりました。一時期、皮膚病の一種である疥癬かいせんの流行により数を減らしましたが、徐々に増加傾向にあります。また、タヌキによく似たニホンアナグマも市街地に出没することがあります。

ニホンザルは、昭和 30 年代に香川県小豆島から持ち込まれました。ただし、江戸時代の巖島絵図にも描かれており、また町家には猿瓦と呼ばれる大型の瓦が使われていたことから、これまでも生息していたことがうかがえます。

他にも、モグラやコウモリなど様々な野生動物が豊かな自然環境のなかに生息しています。

## (3) 野鳥

鳥の数は、世界で約 8,600 種、日本では 560 種が数えられています。宮島では 136 種（留鳥 31 種、夏鳥 19 種、冬鳥 54 種、旅鳥 32 種）が見つかっています。そのうち 43 種が島内で繁殖しています。

宮島を代表する野鳥にはヤマガラが上げられます。容姿が美しく、人目につく場所に生息しており、旧宮島町の町の鳥に制定されていました。

弥山登山道を散策しているとキジの仲間であるヤマドリを見かけることもあります。

島の沿岸部では、環境省のレッドデータブックでは準絶滅危惧種とされているタカの一種のミサゴが営巣し繁殖しています。

季節ごとに、様々な野鳥に出会うことができるのも、宮島の魅力のひとつです。

## (4) ラムサール条約湿地

平成 24（2012）年 7 月にラムサール条約湿地（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）として、宮島の南西部の海岸域が登録されています。

この海岸域の湿地には世界に 2 箇所、宮島と香港だけに生息する、貴重なトンボであるミヤジマトンボが生息しています。体長 5 センチあまりでシオカラトンボによく似ています。環境省と広島県のレッドデータブックでは絶滅危惧 1 類に分類されてその絶滅が危惧される種のひとつです。自然公園法でも、瀬戸内海国立公園の指定生物となっており、採集が禁止されています。

図表 ミヤジマトンボ



資料：廿日市市HP

## 1-3 文化・歴史の現状

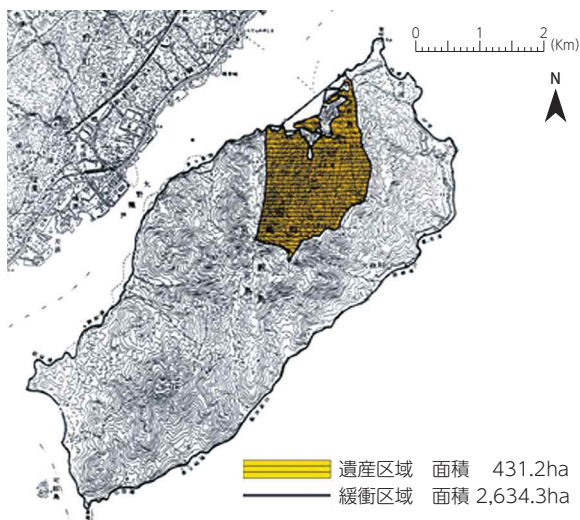
### (1) 歴史

宮島の文化・歴史は、厳島神社の存在抜きに語ることはできません。

太古の時代から島への信仰はなされてきたと考えられていますが、社殿の創建は推古天皇元（593）年と伝えられています。また、厳島神社は、弘仁2（811）年に初めて日本の歴史上に記録され、「日本後記」には伊都岐島神を名神に列しています。平安末期、当時安芸守であった平清盛は厳島神社への信仰が厚く、仁安3（1168）年頃には現在のような規模の社殿が造営されています。その後、平家一門の中央での権勢が増大するにつれて、承安4（1174）年の後白河上皇、建春門院の御幸をはじめ、都の貴族等の間に厳島神社詣が盛んとなり、その結果、平安文化がもたらされるようになりました。以降、人や文化の交流は宮島を舞台に盛んに行われてきましたが、宮島に人が住み、まちの形態を備えるようになったのは室町時代に入ってからのことです。江戸時代になると島のなかに広島藩の奉行所が設けられ、信仰の地としてだけでなく交易が行われ、商業都市としても発展しました。そのなかで歌舞伎や見世物等も盛んに行われ賑わうようになりました。また、江戸時代後期の儒学者林春斎<sup>はやしゆんざい</sup>の旅紀行「日本国事蹟考」のなかには、宮島は松島、天橋立とともに日本三景の一つに数えられ、以後それは広く定着することになりました。明治22（1889）年の町村制の施行に伴って「厳島町」として町制が敷かれ、昭和25（1950）年には「宮島町」に町名を変更しました。平成8（1996）年12月に、国際連合教育科学機関（ユネスコ）において、社殿を中心とする厳島神社と、前面の海及び背後の弥山を含む森林地域が世界遺産の文化遺産リストに登録されました。

平成17（2005）年11月、大野町とともに廿日市市と合併し今日に至っています。

図表 世界遺産区域図



資料：自然・文化・歴史のいきづくまちづくり（H14.3）

## (2) 歴史的建造物

宮島の歴史的建造物は主に次のようなものがあります。

### a. 厳島神社（国宝・重要文化財）

宮島の中心とも言える厳島神社は、本殿の他に客神社・朝座屋・祓殿・高舞台・平舞台・左右門客神社・火烧前・大国神社・天神社・能舞台・反橋・長橋・揚水橋・内侍橋の建物構造群からなっています。



本社の拝殿、祓殿は鎌倉時代の仁治2（1241）年の再建で現存する神社拝殿・祓殿としては日本最古のものであります。

### b. 大鳥居（国重要文化財）

現在の大鳥居は、平安時代から数えて8代目にあたり、明治8（1875）年に再建されました。高さ約16.6m、棟の長さ24.2m、主柱周り9.9m、総重量は約60t、木部は丹塗り（光明丹）、主柱は楠の自然木を、袖柱は杉の自然木を使っています。根元は海中に置かれているだけで、自重で立っています。主柱の基礎には、千本杭が用いられ、45cmから60cmの松杭がそれぞれの柱の根元に約30本から100本打ち込まれています。棟の西側には三日月が、東側には太陽の印があります。現在の額は、明治8年の再建時のもので有栖川宮熾仁親王ありすかのみやたるひとしんのうの染筆です。額の文字は、沖側が厳島神社、御本社側は伊都岐島神社となっています。



### c. 豊国神社（国重要文化財）

通称：千畳閣

桁行 13 間（約24m） 梁間 8 間（約15m） 単層本瓦葺入母屋 木造の大経堂です。豊臣秀吉が、千部経の転読供養をするため天正 15（1587）年発願し、安国寺恵瓊あんこくじ えけいに建立を命じましたが、秀吉の死により未完成のまま現在にいたっています。明治時代に秀吉と加藤清正が祀られ、豊国神社となりました。入母屋造りの大伽藍で 857 畳の畳を敷くことができ、軒瓦には金箔が押しあてられていることから完成していれば、豪華な桃山文化を象徴する大経堂になっていたと思われます。また堂内には、明治 8 年の大鳥居の建替えに使われた尺定規があります。本尊の釈迦如来像しゃかにょらいぞう・阿難陀尊者像あなんだそんじゃぞう・迦葉尊者像かしょうそんじゃぞうは、明治時代に大願寺に移されました。

### d. 厳島神社五重塔（国重要文化財）

応永 14（1407）年に建立された和様・唐様が融合した建造です。内部は彩色がしてあり内陣の天井には龍が、外陣の天井には葡萄唐草ぶどうからくさの模様が描かれています。また壁板には、迦陵頻伽かりょうびんがや鳳凰が極彩色で描かれています。特徴の一つに 2 層目で止まっている心柱があり、地震や風に対して強い構造となっています。本尊の釈迦如来像しゃかにょらいぞう・普賢菩薩像ふげんぼさつぞう・文殊菩薩像もんじゅぼさつぞうは、明治時代に大願寺へ移されました。



### e. 厳島神社多宝塔（国重要文化財）

僧周<sup>しゅうかん</sup>歡が大永3(1523)年に建立したといわれ、薬師<sup>やくし</sup>如来<sup>にょらい</sup>像<sup>ぞう</sup>を祀っていましたが、明治時代に大願寺に移されました。現在建物は、厳島神社に帰属しています。外は純和様<sup>ぬさ</sup>で、貫<sup>こぶし</sup>の鼻<sup>ばな</sup>が拳鼻になっているなど大仏様<sup>だいりん</sup>や台輪（柱の上の厚板）など禅宗様も細部に見られます。屋根は方形ですが、下層の屋根には饅頭型<sup>かめぼら</sup>の亀腹があるため、上層の柱は円形に配列されています。



### f. 大元神社（国重要文化財（本殿））

創建は、厳島神社よりも古いといわれています。本殿の屋根は六枚重三段葺で現存するものは日本で唯一です。

毎年1月20日に百手祭が行われます。神饌<sup>じゆくせん</sup>は古い形式を残し、熟饌<sup>ほうはん</sup>（煮炊きしたもの）である飴飯をお供えます。



### g. 三翁神社（山王社）

一間社流造り桧皮葺で桃山時代の様式を持った本殿三社が並びます。入り口には宮島で唯一の銅製の神明鳥居が立っています。

明治以前は、山王社といわれていました。毎年10月23日に例祭が行われ、舞楽が奉奏されます。



### (3) 文化

宮島の文化・芸能は主に次のようなものがあります。

#### a. 厳島神社の舞楽

舞楽は、朝鮮半島や中国大陸などから伝わった楽舞を源流にし平安時代に大成した器楽と舞です。

厳島神社の舞楽は平安時代末期、平清盛によってもたらされたといわれます。<sup>らんりょうおう</sup>蘭陵王・<sup>なそり</sup>納曽利・<sup>まんざいらく</sup>万歳楽・<sup>えんざらく</sup>延喜楽など二十数曲が現在も傳承されています。



#### b. とんど

1月14日、厳島神社前と長浜神社前の砂浜で行われます。干潮の時間に行うため、時間は毎年変わります。以前は「とんど」の火で餅を焼いて食べる姿もありましたが、最近では少なくなっています。



#### c. <sup>ももてさい</sup>百手祭

1月20日に大元神社で行われる御弓神事です。一手2本の矢を百手(200本)射る御弓始めの儀式が由来とされています。神職は祝詞奏上の後、最初に天に向かって矢を放ち、次に左に、そして裏側に「鬼」の文字が書かれた的を射ます。そして、地に向けて、最後に右に向かって矢を放ちます。直会に饗される「飴飯」は、古来の神饌の形式を伝えているといわれます。

この神事の世話は滝町の住民によって行われています。



#### d. 節分

宮島では邪気を払うため、各家の玄関にタラの小枝にヒイラギの葉を巻き付けた「たわらぐい」をかけます。トゲによって邪気が家に入るのを防ぐといわれています。

また、節分の夜には豆を家族一人一人の年の数だけ白紙に包み、これを家の近くの四つ角で背中越しに投げかえり無病息災を願います。このとき四つ角を見て投げてはいけないといわれています。



#### e. 厳島の能

厳島の能は、永禄 11（1568）年に京都から招いた観世太夫かんぜたいゆうが始まりと言われます。この時の様子は『房頭記』に「江の中に舞台を張らせて九番の演能があり、その後、棚守房頭たなもりふさあきの屋敷で舞台を張らせ十一番を演じた」と記されています。

元和 5（1619）年、浅野氏の支配下になった頃から厳島は交通機関の発達と共に、神社を中心とした観光地の性格を帯びるようになり、春・夏・秋三期の市も立つなど、賑やかさを増していき演能も盛んに行われました。

明治時代になって、4月15日が「桃花祭」、16日から3日間は「桃花祭御神能」となりました。



資料：（一社）宮島観光協会 HP



## f. 御島巡り・御鳥喰式

5月15日に行われる、厳島神社の姫神が鎮座の場所を探し、島を巡った際に鳥に先導され現在の場所に鎮座されたという故事にちなむ神事です。

早朝から神職の乗る御師船おしぶねに従い、船で出発し7つの浦にある厳島神社の末社を巡拝します。養父崎やぶさきの沖では、御鳥喰式おとぐいしきが行われます。海上に幣串しとぎだんごと黍団子しとぎだんごを供え祝詞奏上、笛を奏すると2羽の鳥が現れ団子を咥え養父崎神社の社に運びます。

前日の5月14日には、厳島神社講社員が参列する講社大祭（出発式）が行われます。

## g. 管絃祭

旧暦6月17日に行われる、宮島を代表する神事です。都で行われていた管絃の遊びを平清盛が宮島に移し、厳島神社の神様を慰めるために始めたといわれます。

御神体を乗せた御座船は阿賀と江波の漕船に引かれ管絃を奏しながら地御前神社を目指します。地御前神社での祭典後、御座船は宮島へ向きを変えます。長浜神社、大元神社で順次祭典を行った後、大鳥居をくぐり厳島神社へ向かいます。厳島神社の枅形に入った御座船が、管絃を奏しながら3回まわる様子がこの神事のクライマックスといわれています。

昭和の終わり頃までは、中国地方はもとより、四国や九州などからの参拝船が厳島神社周辺を埋め尽くしていました。また、何日も前から露店などが立ち並び、現在からは想像できないほどの賑わいがありました。



## h. 地蔵盆・地蔵さん祭り

盂蘭盆で成仏できなかった全ての霊を拾い上げ供養する行事で、島内の寺や地蔵堂で行われます。

大西町 7月24日

杉之浦 8月15日

西連町(徳寿寺)、港町、魚之棚町(宝寿院)、桜町 8月24日

## i. たのもさん

旧暦の8月1日(八朔)に行われる<sup>しのみや</sup>四宮神社の例祭で、「田面船」「田の実船」とも書かれ、農作物に感謝し豊作を願う神事です。家々で作った「たのも船」と呼ばれる船を四宮神社に持ち寄り祭事後、海に流します。船にはろうそくの明かりを灯し、家族の人数分の新粉細工の人形や供え物を乗せます。潮に乗った船は大野の瀬戸へ運ばれていきます。対岸の農家ではこの船を拾い畦に供えておくと豊作になるとされていました。

平成21(2009)年3月に「宮島のタノモサン」として国の「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」に選択されています。



## j. 宮島踊り

毎年、8月17日・18日の夜、御笠浜<sup>みかさのほま</sup>で踊られる伝統的な踊りです。囃子<sup>はやし</sup>は三味線と太鼓で踊りは美しく優雅です。

天正6（1578）年、宮島で傍若無人な振舞いを繰り返し、折からの台風で溺死した伊予の地頭田賀江<sup>たがえ</sup>氏の亡霊を供養するために始まったと言われます。このため、編み笠をかぶり面体を隠し、黒羽織の着用を正装とします。

平成19（2007）年に廿日市市の無形民俗文化財に指定されました。



## k. 氏神祭

10月15日に行われる、巖島神社の氏子である島民の祭です。この日に向け各町内では、しめ縄を張り準備を整えます。当日は、巖島神社での祭典の後、宮島幼稚園、宮島小・中学校、五区参和会による神輿が町内を練り歩きます。また、五区参和会では、餅つきも行います。

昭和47（1972）年の巖島民俗資料緊急報告書によると「以前は町内で持っていた獅子や太鼓や俵もみも出て東と西が度互に行列に参加し神社の祠官が神輿をかつぎ種々の神器を列ねて長浜まで行ったということである。」とあり、現在とは様子が違ってきます。



## l. 餅つき

宮島における餅つきは、もっぱら正月を祝うための餅つきです。

現在、餅つきを見られるのは、12月24日の岩村家（旅館岩惣）と10月15日の氏神祭に、北之町（五区参和会）で行われる餅つきです。

宮島の餅つきは、「こね」「つき」の「二度つき」です。宮島以外で「二度つき」が残っているのは、廿日市地域、大野地域、大竹市などの沿岸部と広島市の南部だけです。「二度つき」の特徴はつき手が4人であることと、「こね唄」「つき唄」がうたわれることです。唄は一人が音頭とりとなって発声し他の3人があとを合唱します。「こね」が進むと「つき」が始まりますが「こね」よりも速い動作に合わせて唄われるため、「つき唄」は非常に早いテンポで唄われます。また、伴奏の三味線もこれに合わせて速いテンポで演奏されます。



資料：(一社) 宮島観光協会 HP

## m. 鎮火祭<sup>ちんかさい</sup>

12月31日の午後6時から、御笠浜で行われる火難除けの神事です。大小様々な松明が巖島神社入り口から石鳥居の間を何度も駆け回ります。もとは、「晦日山伏<sup>つごもりやまぶし</sup>」と呼ばれ、供僧の祭事<sup>くそう</sup>でしたが、明治以降、巖島神社が「鎮火祭」として形を変えて引き継ぎ、現在のような形となりました。



n. 句碑と歌碑



汐満ちて  
鳥居の霞む  
入江哉

詠人：正岡子規  
場所：亀居山



潮の香の  
みたらしふくミ  
初詣

詠人：皆吉爽雨  
場所：神社南側（通称 六本松）



宮嶋や  
何から誉む  
麗らゝかさ

詠人：宇都宮丹靖  
場所：神社東後（神社内トイレ前）



蝶鳥の  
遊ぶ處や  
い都起しま  
ほかけて華表  
潜る諸船

詠人：雨村  
場所：神社入口



花嫁に  
見せてやりたい  
安芸なすひ

詠人：渡邊為吉  
場所：御笠浜

資料：（一社）宮島観光協会HP

## ○. 伝統工芸

農耕が禁じられていた宮島では、山仕事が大きな比重を占めていたことから、木を材料とした木工の地場産業が形成されていました。

宮島細工は宮大工や指物師の技術に由来し、優れた芸術性を持つ工芸品となりました。最盛期には、ロクロ師が200人、杓子づくりの職人が300人、彫刻師が50人程度いたといわれます。今日でも、杓子を「みやじま」と呼ぶ地域もあるほど全国的に有名です。このように宮島の木工業が産業として成立したのは、製品を取り扱う問屋が発達したからといわれます。

昭和55（1980）年には伝統産業の後継者を育成するための施設として、宮島伝統産業会館を開館しました。昭和57（1982）年、宮島細工は国の伝統的工芸品に指定されました。しかし、プラスチック製品や安い輸入品の台頭、後継者難などと併せ存続が危ぶまれます。

島内では、木工品のほかにも、宮島土鈴や宮島張り子が伝統工芸品として製作されていますが、後継者の問題があります。

以前は、寄木指物、竹細工、<sup>しだかご</sup>歯朶筆細工、一角焼、鹿猿の焼物など様々な工芸品が製作されていましたが後継者難などにより途絶えています。

図表 宮島の伝統工芸品



資料：自然・文化・歴史のいきづくまちづくり（H14.3）

## (4) 文化施設等

宮島の文化施設等は主に次のようなものがあります。

### a. 宮島歴史民俗資料館（愛称：みやじまれきみん）

宮島歴史民俗資料館は、宮島の歴史と文化に係る多彩な資料や、近代化の中で失われようとしていた民俗文化財の保存と継承を目的として昭和 49（1974）年 4 月に開館しました。

江戸時代後期から明治期にかけて醤油の醸造を営み、豪商といわれた旧江上家<sup>えがみ</sup>の主屋と土蔵を展示施設の一部に利用しており、その部分は国の登録有形文化財となっています。



### b. 宮島水族館（愛称：みやじマリン）

昭和 34（1959）年、県営水族館（水産資源研究所）として開館し、昭和 42（1967）年に旧宮島町へ移管されました。現在の施設は平成 23（2011）年にリニューアルしたもので「瀬戸内海まるごと水族館」をテーマに瀬戸内海を中心に中国山地を源とする河川にすむ生物、さらにはアシカやトドなどの哺乳類を含め、約 350 種、13,000 点を展示しています。



### c. 宮島伝統産業会館（愛称：みやじまん工房）

昭和 55（1980）年に伝統産業の後継者育成、技術の向上を目的に開館しました。平成 20（2008）年にリニューアルされ、杓子づくり体験やもみじ饅頭焼き体験が楽しめるなど体験型施設に改修され、伝統工芸の一端に触れることができます。



#### d. 厳島神社宝物館

厳島神社には国宝・重要文化財が約 260 点あり、宝物館にはその一部が展示してあります。

建物は昭和 9（1934）年の建築で、国の登録有形文化財となっています。



#### e. 広島大学大学院統合生命科学研究科附属宮島自然植物実験所 （通称：広大植物園）

昭和 39（1964）年に発足した、宮島の<sup>じん い て き か く ら ん</sup>人為的攪乱の少ない自然をいかした植物園です。宮島の貴重な自然の保護、保全に関する教育・研究活動を行っています。約 10ha の園内には 300 種類以上の植物が成育し、四季折々に様々な植物を観察することができます。



資料：広島大学 HP



## 1-4 産業・観光の現状

### (1) 産業

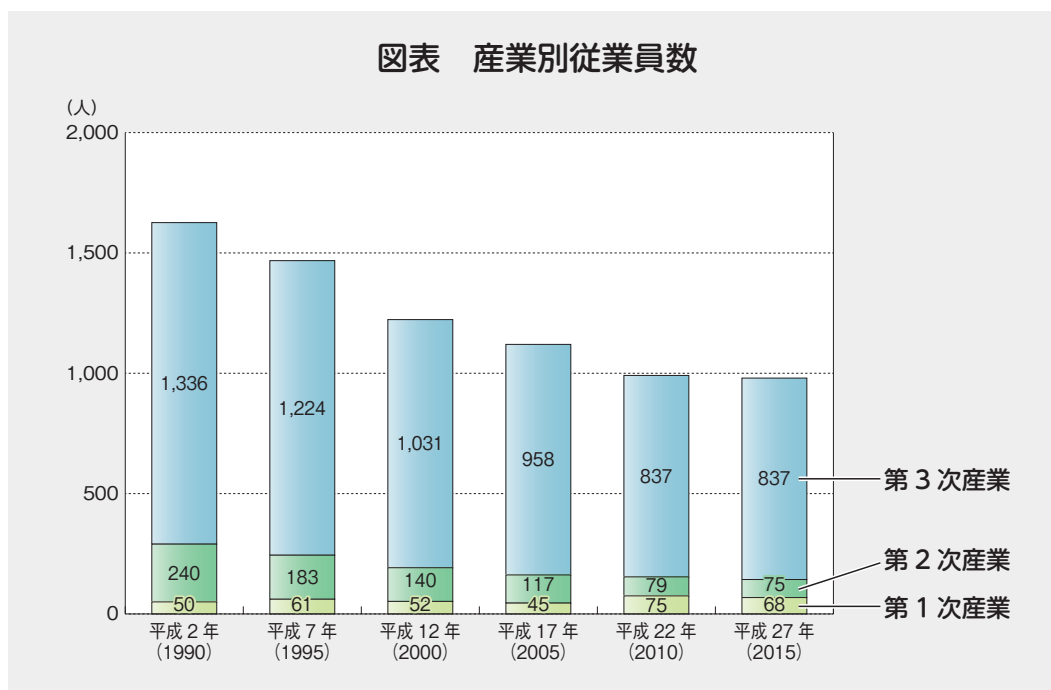
#### a. 第2次産業の衰退と第3次産業人口の減少

宮島の主たる産業は観光業であり、第3次産業が大半を占めています。産業人口は、人口の減少と同様に減少傾向にあります。とりわけ、地場産業であった木工などの伝統工芸産業の第2次産業人口は大きく減少しています。第3次産業人口も減少しており、就業者が島外からの通勤に変わっている状況が推測されます。

#### b. 第1次産業人口の変化

宮島では、農耕が禁止されていましたが、戦後には浦地区などに農地が設けられました。現在、数世帯が農業に従事しています。

漁業従事者はカキ養殖がほとんどを占めますが、県内の他の産地と同様に外国人の従事者が増加しています。



資料：国勢調査

## (2) 観光

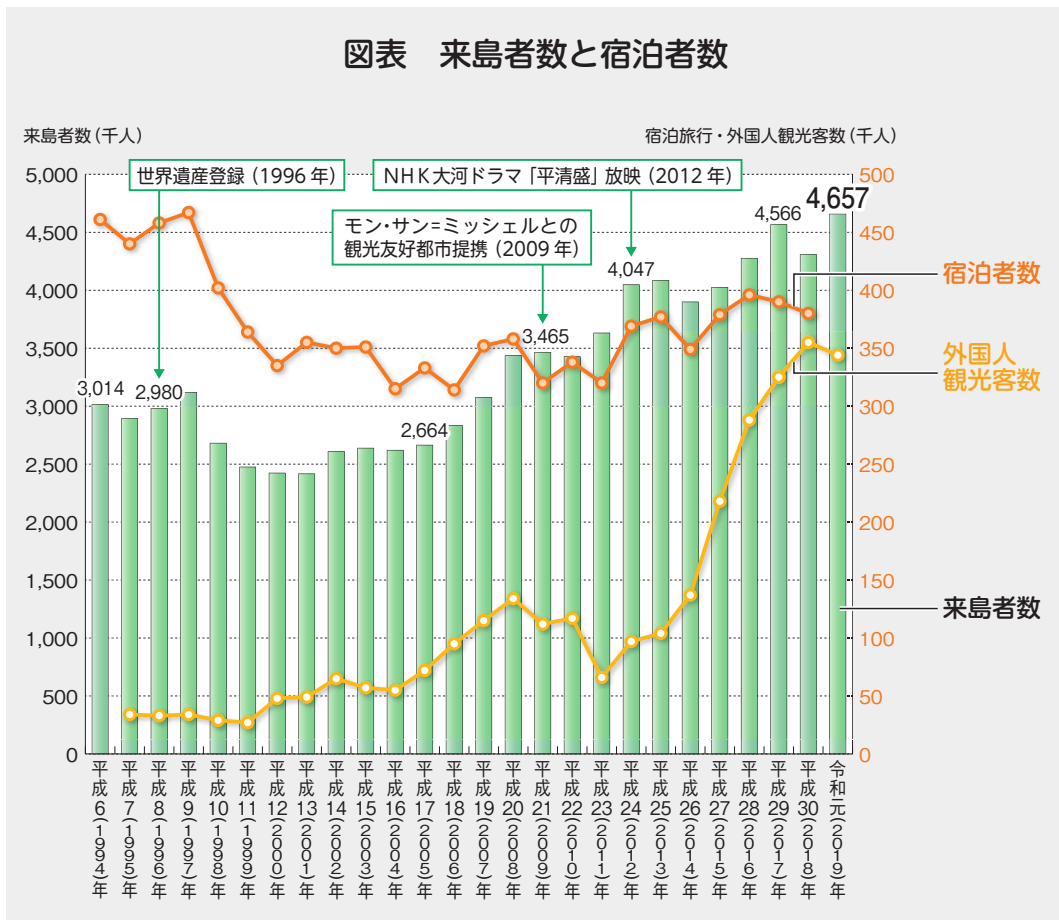
### a. 来島者数

宮島への年間来島者数は、広島アジア大会が開催された平成6（1994）年に300万人を越えNHK大河ドラマ「平清盛」が放映された平成24（2012）年に400万人を超えました。令和元（2019）年には過去最多となる465万人を記録しています。

宮島の観光客が増加している要因としては、日本三景としての知名度に加え平成8（1996）年の世界遺産登録が挙げられ同時登録された原爆ドームとともに厳島神社や弥山などの価値や魅力が多くの人々を引きつけていると思われます。平成21（2009）年のフランスのモン・サン＝ミッシェルとの観光友好都市提携の締結の効果もあり、大手旅行サイトでは常に上位に位置しています。また、インターネットやSNSの普及が外国人観光客の増加を後押ししています。

ただし、令和2（2020）年2月現在、国際的に拡散し続け収束の見通しが立っていない新型コロナウイルスの影響により外国人観光客は減少が見込まれます。

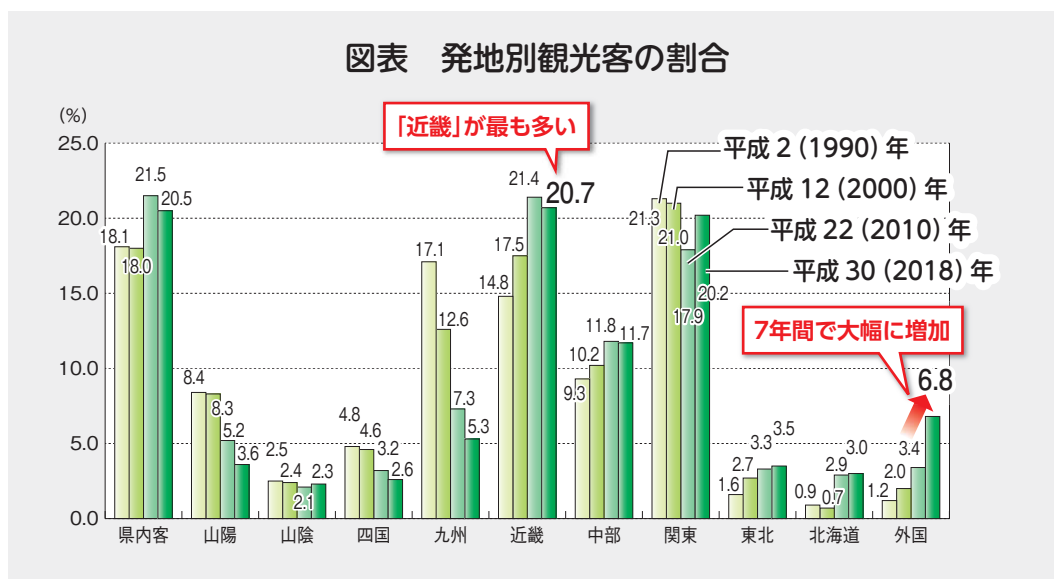
図表 来島者数と宿泊者数



資料：廿日市市

## b. 観光客の発地

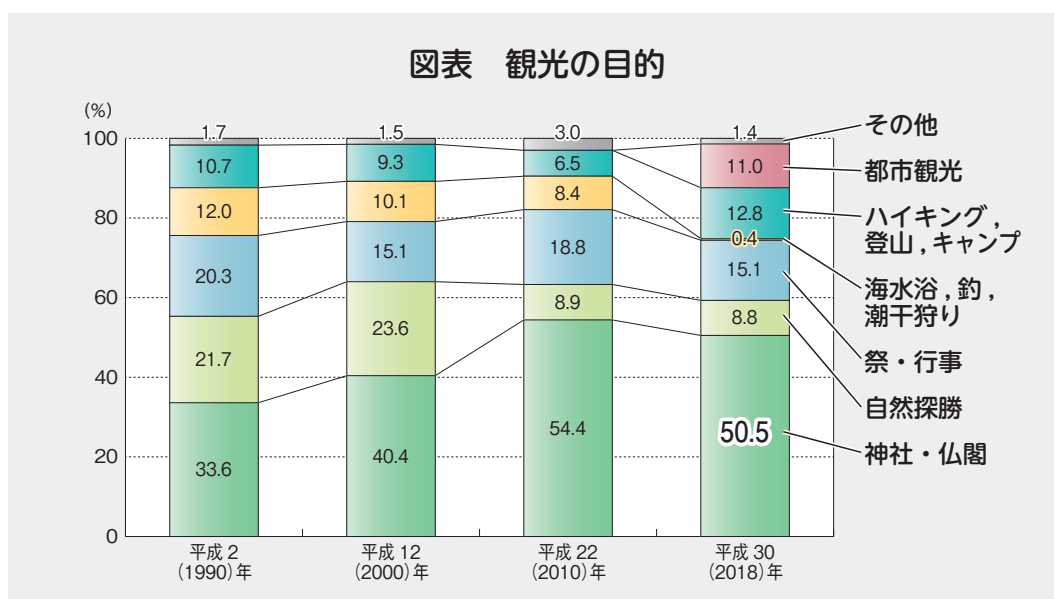
入込み観光客の発地は、「近畿」が20.7%と最も多く、次いで「県内客」「関東」の順となっています。「外国」は平成22（2010）年から平成30（2018）年の7年間で3.4%から6.8%と大幅に増加しており、国による訪日外国人客の誘致の効果に加え、SNSでの口コミの影響などが推察されます。



資料：広島県観光客数の動向

## c. 観光の目的

観光の目的は「神仏詣」が50.5%を占めており、次いで「祭り・行事」「ハイキング、登山、キャンプ」の順となっています。

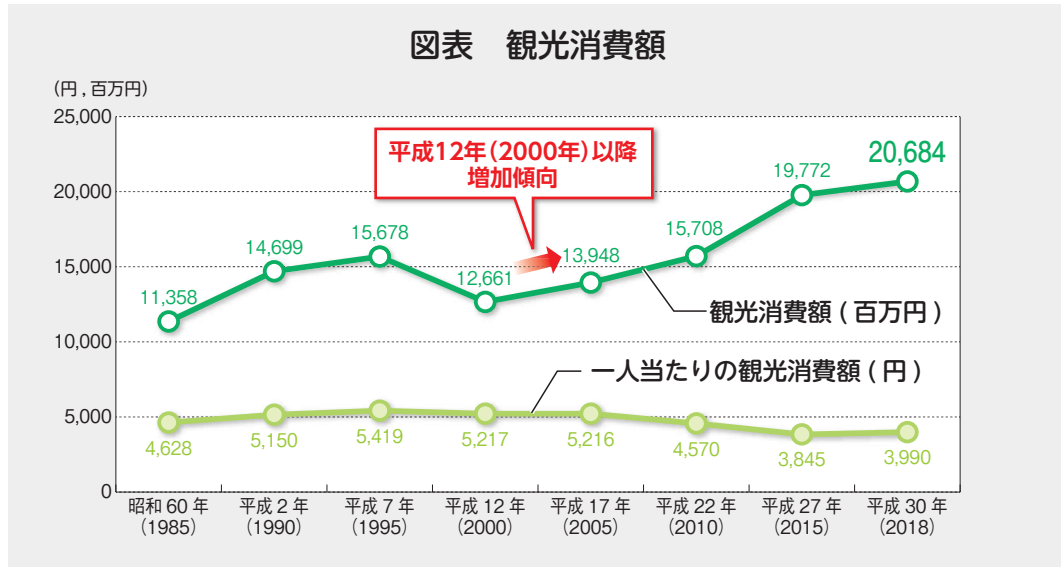


資料：広島県観光客数の動向

#### d. 観光消費額

平成 30（2018）年の宮島における観光消費額は約 207 億円であり、平成 12（2000）年以降増加傾向にあります。

一方で、一人当たりの観光消費額は減少傾向にあります。



資料：広島県観光客数の動向

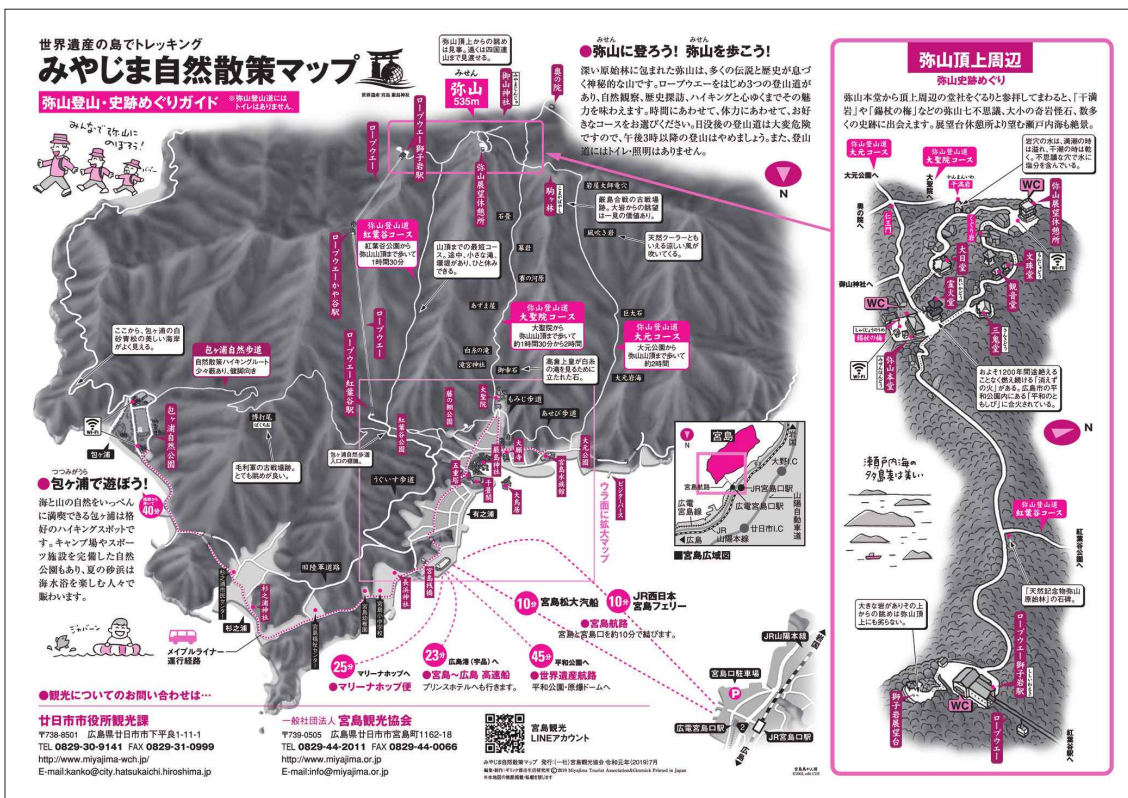
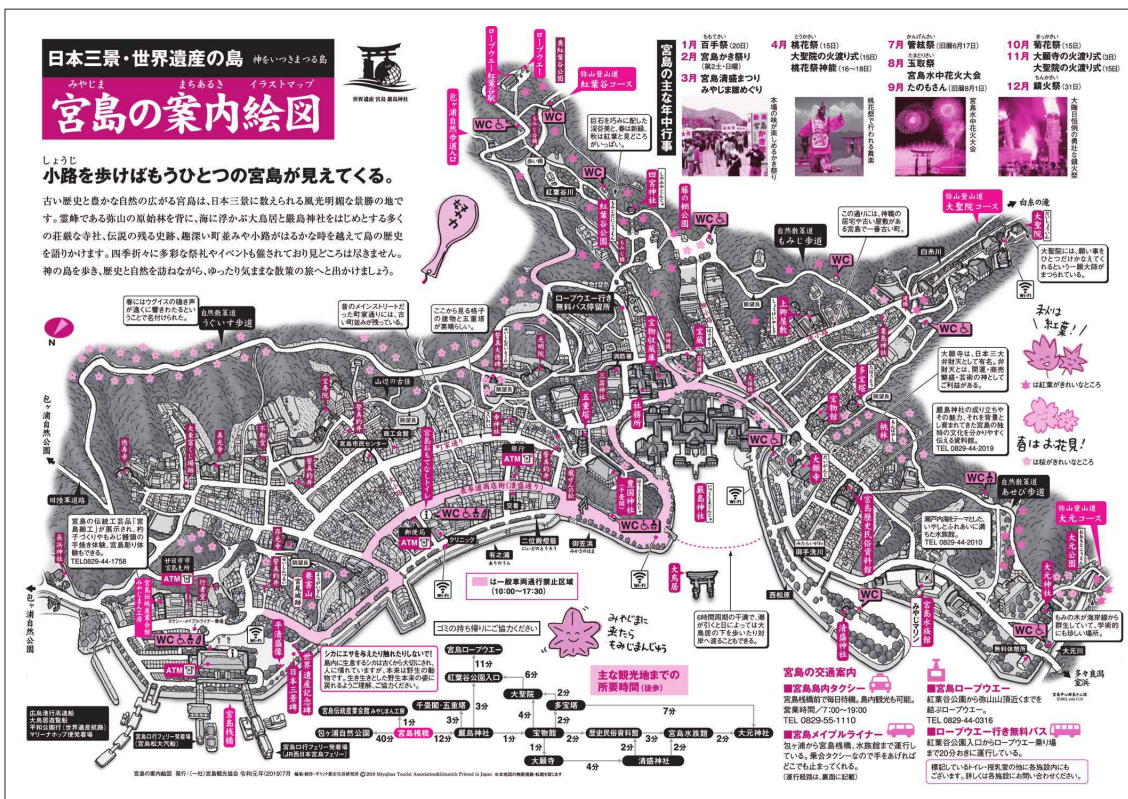
#### e. 主な観光資源等

宮島は、「安芸の宮島」として、日本三景の一つに数えられ、全島が特別史跡及び特別名勝に指定されるなど、我が国を代表する文化財の宝庫であり、景勝地でもあります。

こうした中で観光の視点から地域資源（観光資源）をみると、厳島神社・大鳥居に代表される伝統的建造物や社寺仏閣、伝統行事など数多くの文化的・歴史的資源と、弥山や瀬戸内海などの自然環境との調和によって構成されています。

次に、観光資源の分布をみると、市街地とその周辺及び弥山山頂付近に歴史的建造物や社寺仏閣等の歴史的資源が集積しています。また市街地の東側には宮島伝統産業会館、西側には宮島水族館や宮島歴史民俗資料館があります。島の東側には、包ヶ浦自然公園を整備し、文化的・歴史的環境と調和させながら、特徴ある自然環境を活用した野外レクリエーションゾーンを形成しています。

図表 観光案内図



資料：廿日市市HP

## f. 主な行事等

宮島では毎年、下表に示すような神事やイベントが催されており、これら行催事のときには多くの観光客が来訪しています。

図表 島内の主な行催事

月	開催日	行催事名	内容
1月 ～ 3月	1月20日	百手祭【ももてさい】	大元神社で行われる御弓始の神事です。直会には飴飯が饗されます。
	2月の 第2土・日	宮島かき祭り	旬の宮島かきをふんだんに使ったかき料理が格安で味わえます。県内のかき祭りでは一番最初（昭和60年）に始まりました。
	3月下旬	みやじま雛めぐり	宮島に古くから伝わるお雛さまを町内の趣ある民家や歴史的施設に旧暦3月3日まで展示します。
	3月下旬	宮島清盛まつり	宮島の繁栄の礎を築いた平清盛の威徳を偲び、“平家一門の厳島神社参詣行列”を再現した祭りです。
4月 ～ 6月	4月15日	桃花祭【とうかさい】	桃の花を御祭神に供える祭典で、10曲の舞楽を厳島神社の高舞台上で奉納します。
	4月16日～18日	桃花祭御神能 【とうかさいごしんのう】	桃花祭の翌日の4月16日から3日間執り行われる「能」です。
	4月15日	大聖院 火渡り式	大聖院の年中行事で「火渡り神事」とも呼ばれ、年2回行われます。以前は弥山本堂前で行われていました。
	4月、5月	ぐるっと宮島再発見	潮風薫る安芸の宮島を船で一周します。
	5月15日	御島巡り・御島喰式	三姫神が鎮座の場所を探し島を巡った故事にちなみ、島の浦々にある厳島神社の末社を巡拝する神事。
	6月17日	厳島弁財天大祭	大願寺の厳島弁財天は江ノ島、竹生島と並び日本三弁財天の一つに数えられており、毎年6月17日には大祭が行われます。
7月 ～ 9月	旧暦6月17日	管絃祭【かんげんさい】	日本三大船神事のひとつに数えられ、平清盛が当時、都で行われていた管絃の遊びを宮島に移したのが始まりです。
	8月	玉取祭	厳島神社の沖合の海上で宝珠を奪い合う勇壮な神事です。
	8月17日～18日	宮島踊りの夕べ	戦国時代から伝わる幽玄な念仏踊りです。御笠浜で二夜続けて行われます。
	8月下旬	宮島水中花火大会	大鳥居沖合で約五千発の花火を打ち上げます。
	旧暦8月1日	たのもさん	農作物に対する感謝の念を表すため「たのも船」という手製の小船を作り、お供え物を乗せて対岸に向けて流す神事です。
	9月	萬燈会【まんとうえ】	供養物の一つである燈明を供養することによって罪障を懺悔して四恩（三宝、国家、父母、衆生）に報する法要です。
	9月	献茶祭	厳島神社能舞台上、茶道表千家と裏千家が隔年で交互に神前に献茶をする祭典です。
	9月、10月	ぐるっと宮島再発見	潮風薫る安芸の宮島を船で一周します。
10月 ～ 12月	10月15日	菊花祭【きっかさい】	菊の花を御祭神に供える祭典で、舞楽が厳島神社の高舞台上で奉納されます。
	11月15日	大聖院 火渡り式	大聖院の年中行事で、「火渡り神事」とも呼ばれています。
	12月31日	鎮火祭【ちんかさい】	火難除けの神事。町内各所より大小様々な“松明”【たいまつ】約1,000本が持ち寄られ、年の瀬の宮島を彩ります。

資料：宮島観光協会 HP

## g. 観光客の増加による影響

### ● 観光客のマナーと受入環境の整備

観光客の増加は、宮島やその周辺にも様々な経済効果を生み出しています。反面、島内では、ゴミのポイ捨て、外国人観光客の生活空間への侵入、自転車利用のマナー違反といったトラブルも発生しています。

また、受入環境としては公衆トイレや授乳室、宮島棧橋旅客ターミナルなどの機能の不足があげられます。

ゴミは、宮島棧橋旅客ターミナルへの持ち帰りを基本としながら、ゴミ箱をTOTO 宮島おもてなしトイレと都市公園区域内の4箇所へ設置していますがマナー違反や食べ歩きが増加により、ポイ捨てやゴミの散乱の問題が発生しています。また、シカがゴミを食べるなど自然環境への弊害も発生しています。また物産店などでは、食べ物で汚れた手で商品に触れることでの商品の汚損といった問題も発生しています。さらに尖った串を持ち歩くことによる、危険性も見過ごせないものとなっています。

公衆トイレについては、宮島棧橋旅客ターミナル内、TOTO 宮島おもてなしトイレ、御笠浜トイレ、大願寺トイレの4箇所のほか都市公園区域内に広島県が管理するトイレが10箇所あります。加えて、令和3(2021)年には、旧役場庁舎跡地に建設中の「地域拠点施設」内にも一般利用が可能なトイレを設置します。

宮島では景観に溶け込むようにトイレや標識などを設置する必要があることや、案内自体も十分とはいえないため、所在が分かりにくい状況が生じています。また、外国人観光客の増加や生活様式の変化もあり、トイレの洋式化などの対応が必要です。

このためトイレについては、設備の改修や清潔に保つことに加え、所在をわかりやすく案内することや多言語による使い方の表示も求められています。また、弥山山頂のトイレは老朽化した浄化槽の更新など増加した登山者への対応が必要です。

不足が指摘される授乳室は、現在設置されている、TOTO 宮島おもてなしトイレと宮島水族館に加えて、建設中の「地域拠点施設」に設置されます。今後整備される施設には順次設置する予定です。

## 1-5 生活・教育の現状

### (1) 生活サービス機能の設置状況

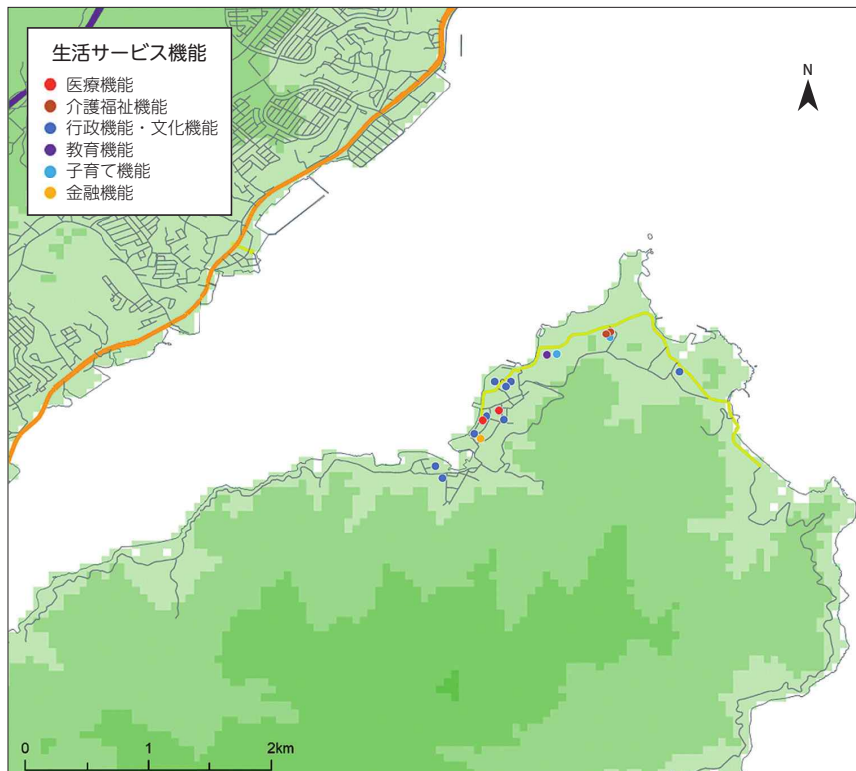
宮島では、国内有数の観光地であることから観光客向けの機能や施設は充実していますが、居住者のための生活サービス機能は、人口減少に追従するよう低下しています。そのため島外にサービス機能を求める傾向にあります。

図表 産業別事業所数

産業	平成21年 事業所数	平成26年 事業所数	増減	産業	平成21年 事業所数	平成26年 事業所数	増減
農林漁業	6	9	+3	学術研究、専門・技術サービス業	3	4	+1
鉱業、砕石業砂利採取業	-	-	-	宿泊業、飲食サービス業	70	78	+8
建設業	8	7	-1	生活関連サービス業、娯楽業	11	8	-3
製造業	14	15	+1	教育、学習支援業	10	8	-2
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0	医療、福祉	5	6	+1
情報通信業	-	-	-	複合サービス事業	1	1	0
運輸業・郵便業	9	7	-2	サービス業（他に分類されないもの）	13	14	+1
卸売・小売業	114	111	-3	公務（他に分類されるものを除く）	3	4	+1
金融・保険業	2	1	-1				
不動産業、物品賃貸業	-	1	+1	<b>事業所数合計</b>	<b>270</b>	<b>275</b>	<b>+5</b>

資料：経済センサス基礎調査

図表 生活サービス機能の設置状況





## (2) 空き家、空き店舗の現状

宮島は人口減少に伴い空き家や空き店舗が増加しています。島外から宮島への移住ニーズはありますが、空き家、空き店舗のままになっている物件も少なくありません。

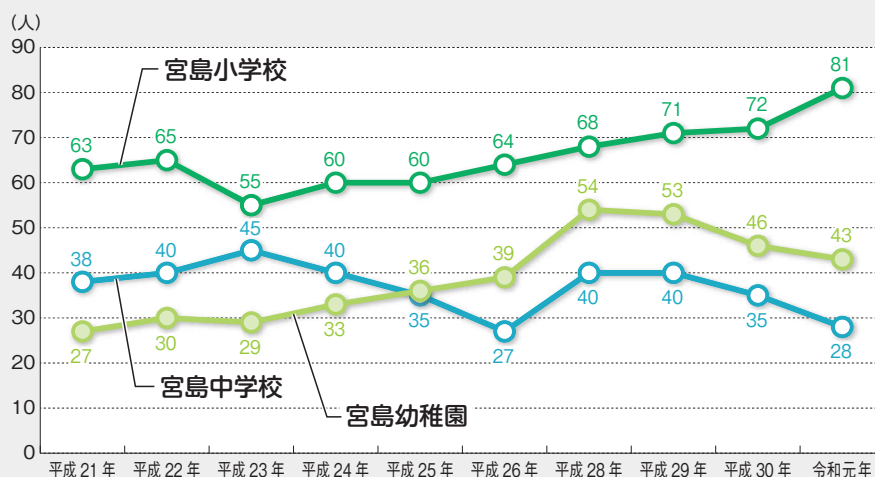
また、出店ニーズの高まりにより賃貸料の高騰がうかがえます。

## (3) 教育

宮島には、教育施設として、廿日市市立宮島幼稚園及び一体型小中一貫教育校の廿日市市立 宮島小・中学校（宮島学園）があり、宮島の文化や伝統を積極的に学習、体験するカリキュラムに取り組んでいます。また、宮島地域コミュニティ推進協議会などと連携した取組も行っています。

近年は人口減少により小規模化が進行しており、園児、児童、生徒の半数近くが島外からの通学となっています。また、令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響で島外からの通園者の減少が見込まれています。

図表 宮島幼稚園・宮島小・中学校の幼児数・児童数・生徒数の推移(人)



## 1-6 交通の現状

### (1) 公共交通サービスの状況

#### a. 航路

宮島～宮島口航路（フェリー）が宮島の住民生活と観光を支えています。広島市から宮島行きの航路は複数存在し、宇品～宮島（高速船）、平和記念公園～宮島（高速船）、マリーナホップ～宮島（高速船）については、いずれも観光利用が中心です。

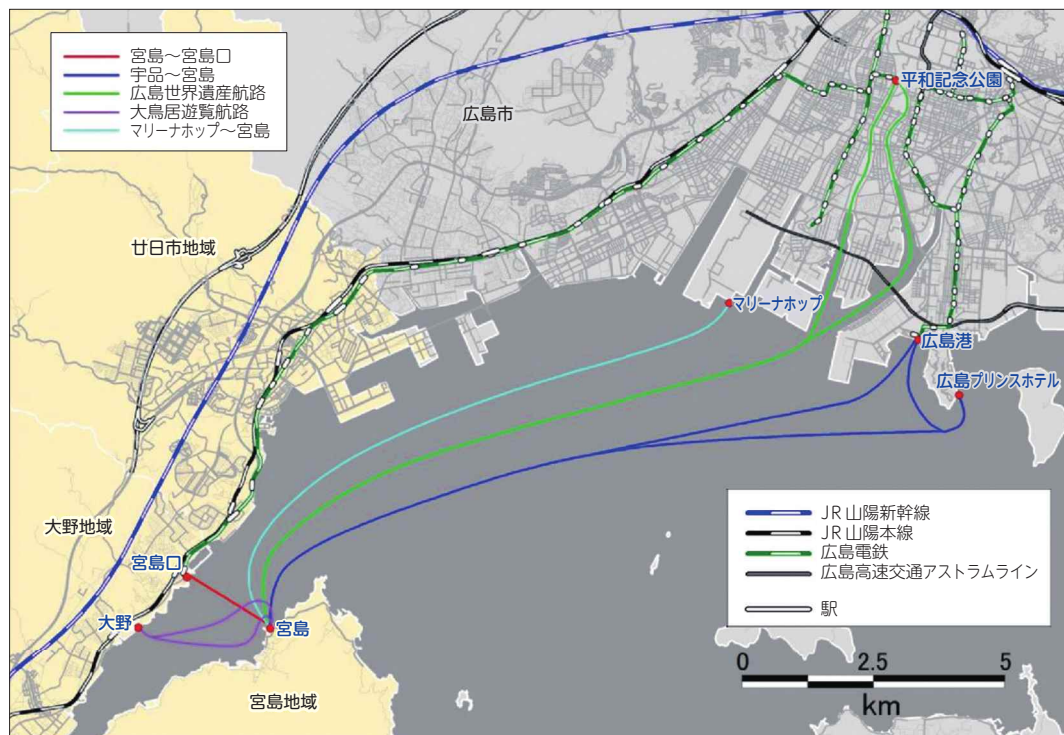
台風などの影響で欠航すると生活や観光に大きな影響があります。

図表 フェリー、高速船等の運航状況（定期船：平日）

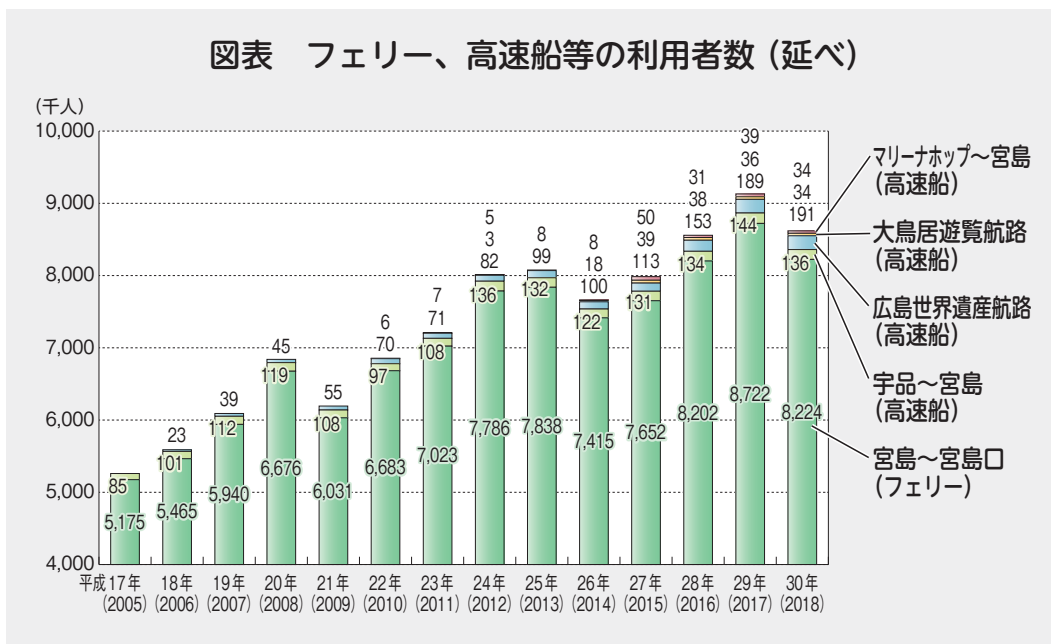
航路	運航事業者	運航便数 (片道0.5便)	始発 (宮島発)	終着 (宮島着)
宮島～宮島口（フェリー）	宮島松大汽船株式会社	50.0	7:00	20:45
	JR西日本宮島フェリー株式会社	53.0	5:45	22:52
宇品～宮島（高速船）	瀬戸内シーライン株式会社	8.0	9:00	16:57
広島世界遺産航路（高速船）	株式会社アクアネット広島	17.0	8:40	17:55
マリーナホップ～宮島（高速船）	株式会社アクアネット広島	7.0	10:00	16:55

※令和元（2019）年6月時点

図表 航路



資料：廿日市市地域公共交通網形成計画（H28.3）



資料：廿日市市

## b. 民間路線（乗合）

宮島には民間の乗合タクシー「メイプライナー」が運行しています。

運行ルート上でのフリー乗降が可能です。町家通りなどの狭隘な道路での離合には配慮が必要です。また、乗車定員が8人のため観光シーズンには住民が利用できないこともあります。

図表 乗合タクシー「メイプライナー」の運行状況（平日）

路線	運行事業者	運行便数 (片道0.5便)	始発	終着
宮島島内乗合タクシー (メイプライナー)	株式会社宮島カープタクシー	14.5	7:35	18:05

## c. タクシー

小型車両3台が運行しています。多客時には台数が不足する状況があります。また、多客時はうぐいす歩道を通行するなど運行には配慮がされています。

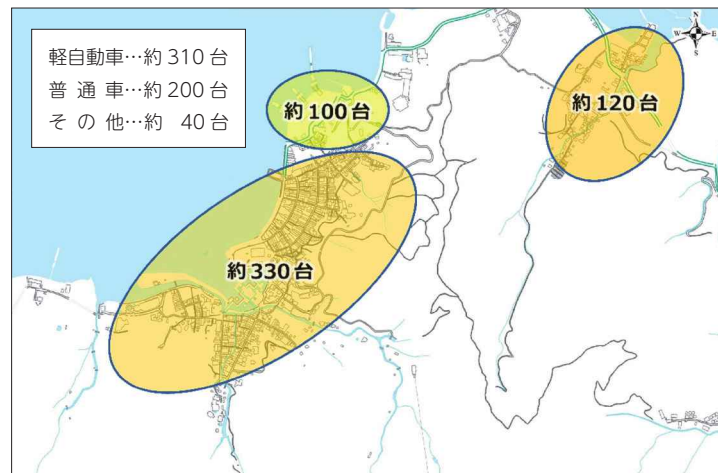
運行事業者	運行台数	運行時間
株式会社宮島カープタクシー	3	7:30～19:00

## (2) 島内の自動車台数

### a. 保有台数

島内の自家用車の保有台数は約 550 台と見込まれ、おおよそ 2 世帯のうち 1 世帯は自家用車を保有していることとなります。また、対岸に保管されている車両も相当数あると見込まれます。

図表 島内自動車台数調査結果（令和元（2019）年 5 月）



### b. 利用状況

日中は、通勤等に利用されている車両が棧橋駐車場周辺に集中しますが、夜間は自宅等の駐車場へ戻っています。島内の小売事業者は主に軽自動車等の小型車両を用いています。旅館の送迎などは普通車からマイクロバスなど比較的大きな車両が用いられています。

近年は乗用車のサイズが拡大しており、島内の狭隘な道路では離合等に注意が必要です。

### c. 島外からの持込状況

平成 30(2018)年度には、年間約 9 万台の自動車が島内に持ち込まれています。平成 13 (2001) 年度には約 8 万台であり著しく増加しています。狭隘な道路を地理に不慣れなドライバーが運転することや、自動車と大勢の歩行者（観光客）が輻湊する箇所もあり、多客時には危険な状態も発生しています。また、カーナビゲーションの誤った誘導などによる通行禁止区間への侵入も見受けられます。

大型の車両は工事用車両のほか、配送用の車両などが定期的に持ち込まれている状況があります。

### (3) 自動車以外の観光交通

観光のための交通手段としては人力車が挙げられます。多いときには6~7台が営業しており、新たな宮島の魅力となっています。

平成17(2005)年頃には、ベロタクシーと呼ばれる自転車タクシーも営業していましたが現在は撤退しています。

また、宿泊施設のサービスとしてレンタサイクルの取扱いもありますが、利用者のマナーも一部で問題となっています。

### (4) 人と車の流れ

ほとんどの観光客は、島への上陸後、厳島神社のある西側の海岸線へ向けて進みます。

海岸通りの入り口にある門は、多客時や工事車両等の進入時等には開放されませんが通常は閉ざされています。海岸通りを通行するには、門の脇を通ることになりますが、幅70センチほどで車椅子1台がやっと通行できる程度であり、電動車椅子は通行できません。

多客時の表参道商店街では、往路と復路の歩行者が輻輳し通行がままならないほどの混雑が発生しています。

10時から17時30分までの間、表参道商店街や川端通りなどは車両の通行が規制されるため、栈橋から西方面に向かう車両は、町家通りか、うぐいす歩道を通行することになります。このため、町家通りでは車両の通行が集中し運転者にとっても、歩行者にとっても危険な状況となっています。また、御笠浜と町家通りの歩行者、町家通りの車両が合流する鳥居食堂前付近は多客時には歩行者と車両が集中し危険な状況です。

また、車両の迂回路となっている、うぐいす歩道は都市公園の管理道であり、ダンプトラックやマイクロバスなど大型車両の頻繁な通行によりアスファルト舗装のはく離などが発生しています。

## 1-7 防災の現状

宮島では、台風をはじめとする自然災害により、防波堤・棧橋等の崩壊・破損、山腹や溪流の崩壊、歩道の法面や路肩崩壊、国宝を含む文化財被害、家屋の被害など多くの被害が発生してきました。また、古くから火災による山林や文化財の焼失もたびたび発生しています。

防災面における自然条件は次ページのとおりであり、災害に対して脆弱な地域であるため、津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が多く指定されている状況にあります。

島内には、災害時の情報伝達のため防災行政無線を整備し、屋外拡声子局を設置するだけでなく、戸別受信機を各戸に設置し、きめ細かい情報提供に努めています。また、宮島消防署、消防団宮島分団を配置し火災や災害に備えています。

図表 災害等による主な被害状況

西暦	元号	種別	内容
1207	承元 1	火災	7月3日、嚴島神社炎上。
1223	貞応 2	火災	12月2日、嚴島神社炎上。
1325	正中 2	大風	6月25日、大鳥居転倒。
1537	天文 6	火災	12月、嚴島神社回廊、大国社以西消失。
1541	天文 10	土砂	5月4日、紅葉谷川で土石流、社殿損壊、周辺が土砂で埋まる。
1757	宝暦 7	火災	青海苔浦で大火、山林消失。
1776	安永 5	雷	7月7日、大鳥居に落雷、倒壊する。
1787	天明 7	火災	2月20日、養父崎から出火、青海苔浦、須屋浦、御床浦に延焼。
1788	天明 8	大風	5月29日、大風により滝宮、菩提院、棚守屋敷など倒壊。
1789	寛政 1	火災	5月8日、大浦から出火、大江・大川口まで延焼。
1800	寛政 12	火災	4月14日、養父崎から出火、青海苔、大江を延焼。
1850	嘉永 3	大風	8月7日、大風、高潮で大鳥居が傾き額が漂流する。
1877	明治 10	大風	8月26日、大風により島内のほとんどの神社に被害。
1888	明治 21	火災	1月、求聞持堂焼失。12月10日、大聖院焼失。
1891	明治 24	大風	9月14日、大風と雨により嚴島神社の諸社損壊。
1945	昭和 20	台風	9月17日、枕崎台風襲来、紅葉谷川で土石流発生。
1950	昭和 25	台風	9月24日、キジア台風襲来、高潮により嚴島神社被害。
1951	昭和 26	台風	10月14日、ルース台風襲来、嚴島神社等被害。
1952	昭和 27	火災	8月27日、宮島ホテル焼失。
1954	昭和 29	台風	台風12号、高潮被害。
1979	昭和 54	豪雨	6月26日、豪雨による法面崩壊、道路損壊。
1984	昭和 59	火災	3月21日、御床浦から出火 253ヘクタール焼失。
1991	平成 3	台風	9月27日、台風19号襲来、島内各所で被害。
1992	平成 4	火災	5月5日、岩屋大師付近で出火、7ヘクタール焼失。
1999	平成 11	台風	9月23日、台風18号襲来、島内各所で被害。
2001	平成 13	地震	3月24日、芸予地震、震度5弱を記録、住家や道路に被害。
2004	平成 16	台風	9月7日、台風18号襲来、嚴島神社等で被害。
2005	平成 17	火災	5月5日、靈火堂焼失。
2005	平成 17	台風	9月6日、台風14号襲来、白糸川上流で土石流。

図表 自然条件

項目	特徴
地質	全島が花崗岩の風化した真砂土からなり、浸透性の砂質土壌であるため雨水の貯留作用が乏しく大雨に際しては洪水や土砂災害を起こしやすい。またその反面、短期間の干天にも干害となりやすい。
河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の適用を受けるものではなく、市街地周辺に紅葉谷川、大元川など、砂防指定地内の普通河川が 8 河川あり、いずれも小さく流れは急である。この他に青海苔川、大川、大砂利川などがある。
気候	瀬戸内式気候に属し年間を通じて温暖な気候である。降水量は、年間 1,600mm 程度である。

資料：廿日市地域防災計画（R1）

図表 昭和 20（1945）年の枕崎台風による被害状況



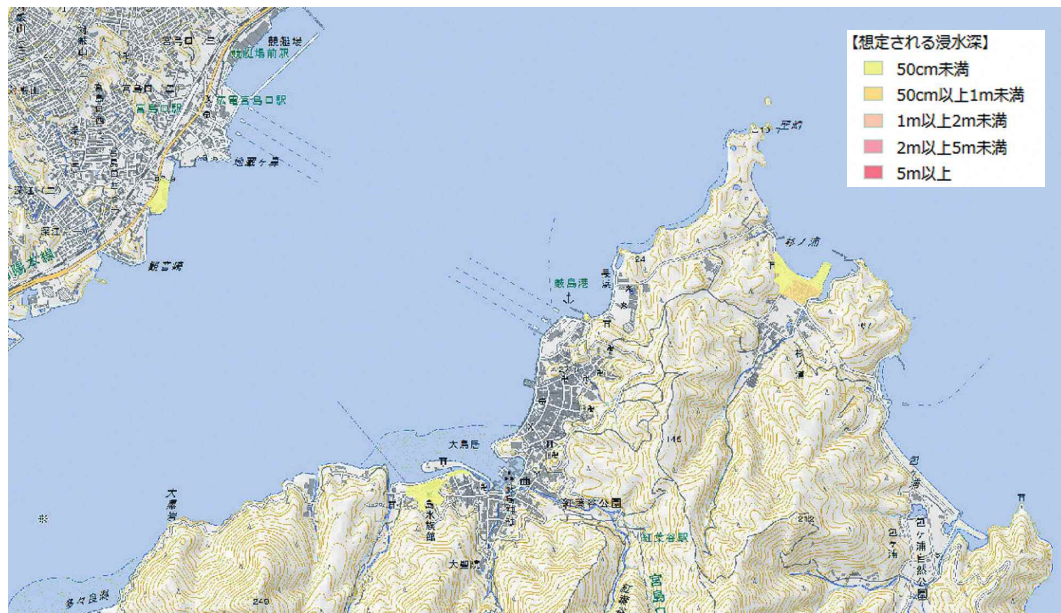
図表 平成 17（2005）年の台風 14 号による被害状況



## (1) 浸水災害対策

厳島神社周辺の市街地や杉之浦地区の市街地などが、津波災害警戒区域や高潮による浸水想定区域となっています。

図表 高潮浸水想定図



資料：高潮・津波災害ポータルひろしま（広島県）

図表 津波浸水想定図



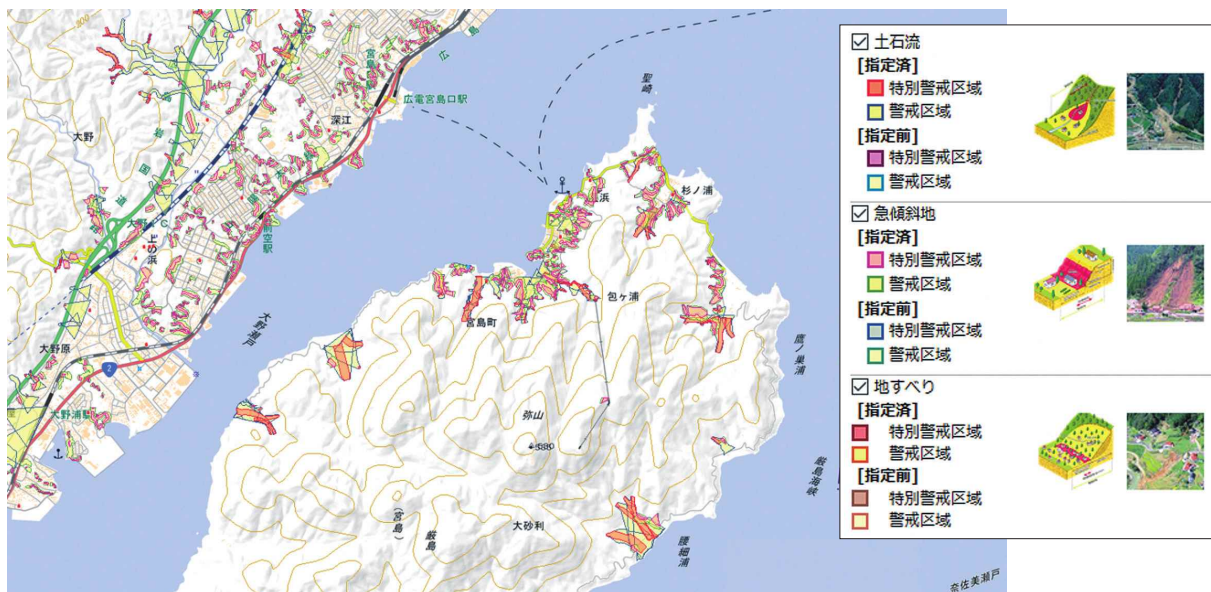
資料：高潮・津波災害ポータルひろしま（広島県）



## (2) 土砂災害対策

市街地の多くが土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されています。

図表 土砂災害警戒区域・特別警戒区域



資料：土砂災害ポータルひろしま（広島県）

図表 土砂災害危険箇所



資料：土砂災害ポータルひろしま（広島県）

### (3) 消防の現状

消防署と消防団の現状は次のとおりです。

#### a. 宮島消防署

宮島消防署は、住民の生命、財産を火災から保護するだけでなく島内の貴重な自然や厳島神社をはじめとする文化財の保護や多くの観光客に対応するため、宮島町時代から人口規模以上に充実しています。合併後も日本初のフェリー型救急艇の配備や消防ポンプ車や高規格救急自動車を配備しています。

反面、宮島消防署の庁舎は、昭和 50（1975）年の建築で、平成 24（2012）年に耐震補強工事を行っていますが、施設や設備の老朽化、車両の大型化などから、改築等が必要な状況です。

職員数	車両	船舶
26 人 (再任用職員含む)	7 台 (内救急自動車 2 台)	2 艇

#### b. 消防団宮島分団

人口の減少により、消防団員も島内在住者数が減少しています。このため、深夜、早朝の緊急時の対応に不安が残る状況となっています。

ハード面では、第 22 分団車庫は令和 3（2021）年度に廃止される宮島市民センターと併設されているため、更新が必要です。

また、第 23 分団車庫についても、将来的に廃止を予定している中西住宅及び中西集会所と併設されているため、速やかな更新が必要です。

加えて、第 24 分団車庫には、杉之浦集会所と消防職員住宅が併設されていますが、集会所の利用はほとんど無く、職員住宅も入居者が無い状態が長期にわたっているため、利活用方法の検討が必要です。

分団名	団員数	車両数	機庫の状況
第 22 分団	37 人	3 台	宮島市民センターと併設
第 23 分団	29 人	2 台	中西住宅、中西集会所と併設
第 24 分団	17 人	2 台	杉之浦集会所、消防職員住宅と併設

## (4) 防災施設等の整備状況

主に次のような防災施設を整備しています。

### a. 防災施設

令和元（2019）年度に防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式に更新しました。

親局：1局 屋外拡声子局：11局 戸別受信機：全戸設置

### b. 水防施設

土嚢袋やブルーシート等の水防資機材を備蓄する水防倉庫があります。

### c. 砂防施設

紅葉谷川庭園砂防と白糸川溪流砂防などの砂防施設があります。

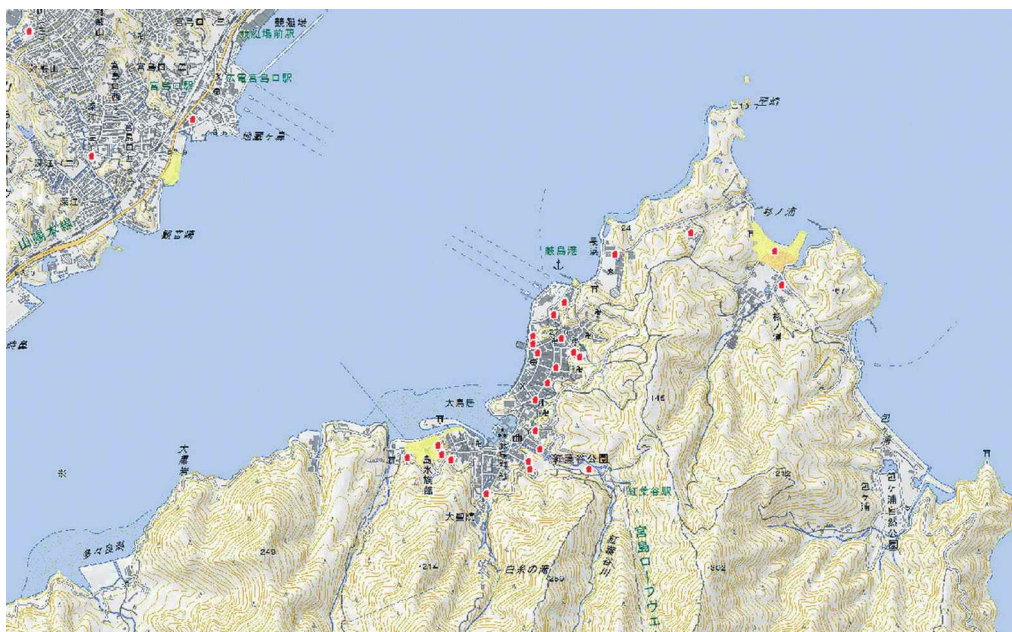
### d. 高潮対策施設

有之浦陸閘や高潮対策護岸などの高潮対策施設があります。

## (5) 避難所の状況

宮島市民センターのほか 25 箇所の施設を指定緊急避難場所、6 箇所の施設を指定避難所として指定しています。また、令和 3（2021）年 4 月には、「宮島地域拠点施設」が供用開始され新たな指定避難所として位置づけられます。

図表 指定緊急避難場所・指定避難所



資料：高潮・津波災害ポータルひろしま（広島県）

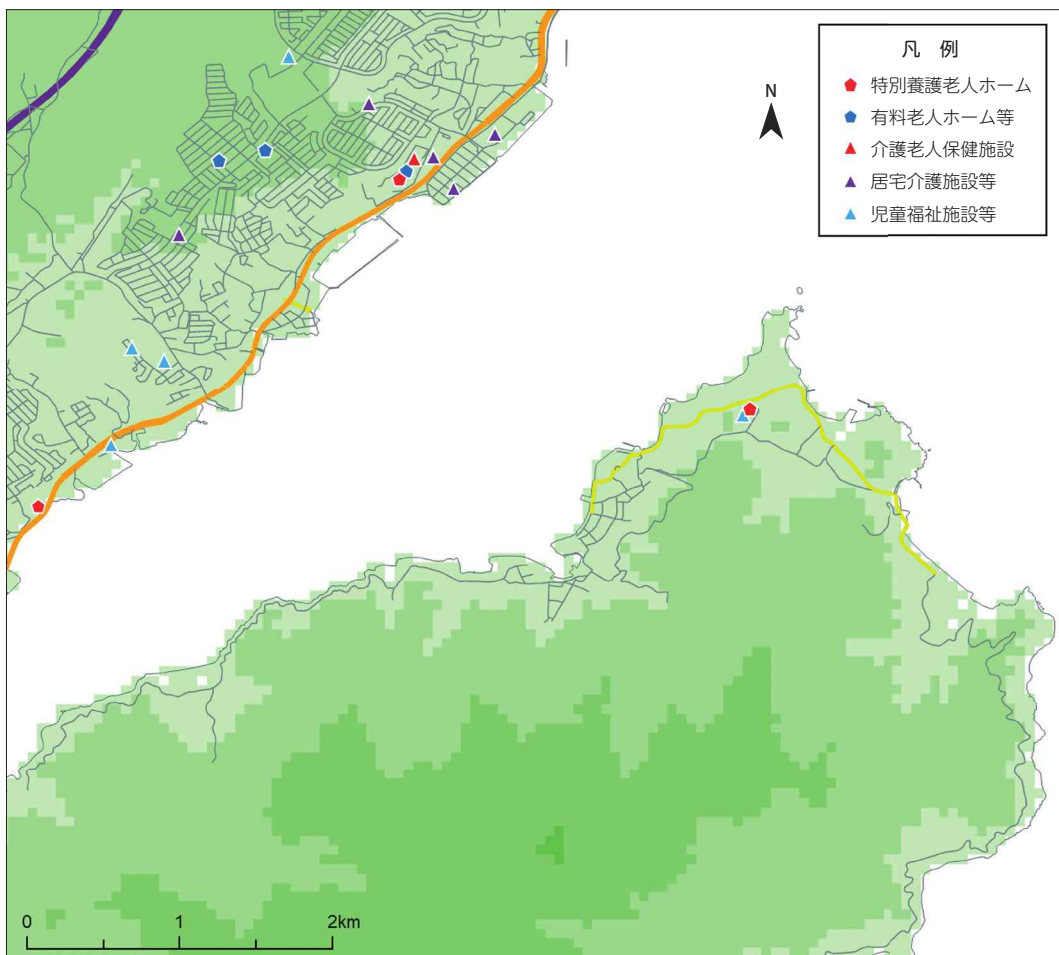
## 1-8 福祉・保健・医療の現状

### (1) 福祉施設の設置状況

島内の福祉施設は介護老人福祉施設と認可外の保育園の2箇所のみとなり、島内で受けられる福祉サービスの種類も限られています。そのため対岸の福祉施設の利用が多くなっています。

対岸の施設には宮島もサービス対象地域としているものもありますが、送迎は宮島口までのため、利用者や家族などの介護者は自らで宮島口まで行く必要があります。

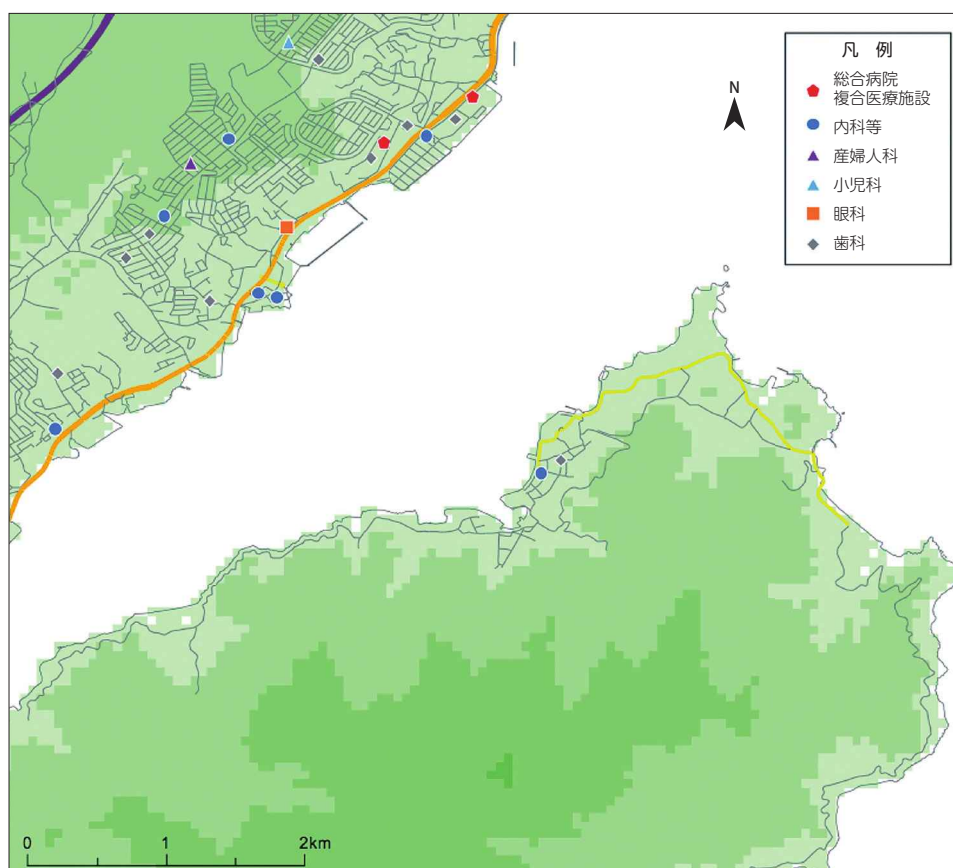
図表 福祉施設の設置状況



## (2) 医療施設の設置状況

昭和 20 年代後半の島内地図からは 5 施設（内 2 施設は歯科）の開業医があったことがうかがえますが、平成 9 年頃は歯科 1 施設だけとなったこともありました。現在は、内科・外科の診療が可能なクリニックと歯科の 2 施設のみとなっています。このため、診療科目によっては対岸の医療施設を利用することになります。また、夜間は島内に医師がいないため、傷病者のほとんどは宮島からの消防艇等で対岸へ搬送する体制となっています。しかし、医療施設で治療を終えたあと、翌朝まで島に戻る手段がありません。

図表 医療施設の設置状況



## (3) 健康増進に向けた取組

宮島地域の高齢化率は、本市平均を大きく上回っており、2025 年問題<sup>※</sup>など高齢化への対応が喫緊の課題となっています。このため、一人ひとりが日頃から心身の健康を意識して生活するまちを目指し、健康増進計画（健康はつかいち 21）に基づき、各種取組みを推進しています。

※ 2025 年問題：団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される問題

## 1-9 交流の現状

現在、島内のまちづくりに関する交流組織として、「宮島地域コミュニティ推進協議会」があります。その中の部会として「文化・交流部会」「生活・環境部会」「安心・安全部会」があります。

また、近年は、島外から新しく進出してきた経営者や外国人観光客、大学等の教育機関を中心とする宮島をテーマとした調査研究活動の増加等により新しい交流が生まれています。

図表 宮島地域コミュニティ推進協議会の組織と活動

活動名	活動目的・概要
宮島地域 コミュニティ 推進協議会	「世界遺産の島」宮島地域における地域の親睦と連帯を強化し、地域課題の解決や地域住民のより活発な交流を図り、住みよい活力ある地域づくりを目指した自主的・主体的な地域活動を行う。
文化・交流部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統文化の保存及び継承                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・たのも船づくり、「宮島踊りの夕べ」への協力などの伝統文化の保存継承</li> </ul> </li> <li>● 地域が支える学校づくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮島学園地域学校協働本部事業、餅つき・松明づくり支援</li> </ul> </li> </ul>
生活・環境部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暮らしと自然の環境保全                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境標語の募集、選定、表彰</li> <li>・ゴミの減量化等に関する出前トーク</li> <li>・宮島さくら・もみじの会の活動支援</li> </ul> </li> </ul>
安心・安全部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暮らしの安心ネットワーク                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全教室の開催（学園・幼稚園）</li> <li>・地域自主防災会リーダー研修への参加</li> <li>・高齢者のための交通安全及び防犯教室</li> <li>・朝の声かけ運動</li> <li>・宮島町防災訓練（自主防災会主催）</li> </ul> </li> </ul>
<b>構成団体</b>	
宮島町総代会、宮島町防犯協力会、廿日市市老人クラブ連合会宮島支部みやま会、宮島公衆衛生推進協議会、宮島地区民生委員・児童委員協議会、宮島町食生活改善推進協議会、宮島町女性会、宮島幼稚園保護者会、宮島学園 PTA、NPO 法人廿日市市スポーツ協会宮島地域連盟、宮島芸能保存会、宮島駐在所連絡協議会、廿日市市交通安全協会宮島支部、廿日市市障害者福祉協会宮島支部、宮島幼稚園、宮島学園、廿日市市社会福祉協議会宮島事務所、廿日市警察宮島駐在所、宮島さくら・もみじの会、宮島地域自主防災会、宮島消防署、廿日市市消防団宮島分団、宮島・宮島杉之浦市民センター企画運営委員会、（一社）宮島観光協会	

## 1-10 関連計画・法規制

### (1) 関連計画

本計画の上位計画等として位置づけられる各計画の概要や関連項目は次のとおりです。

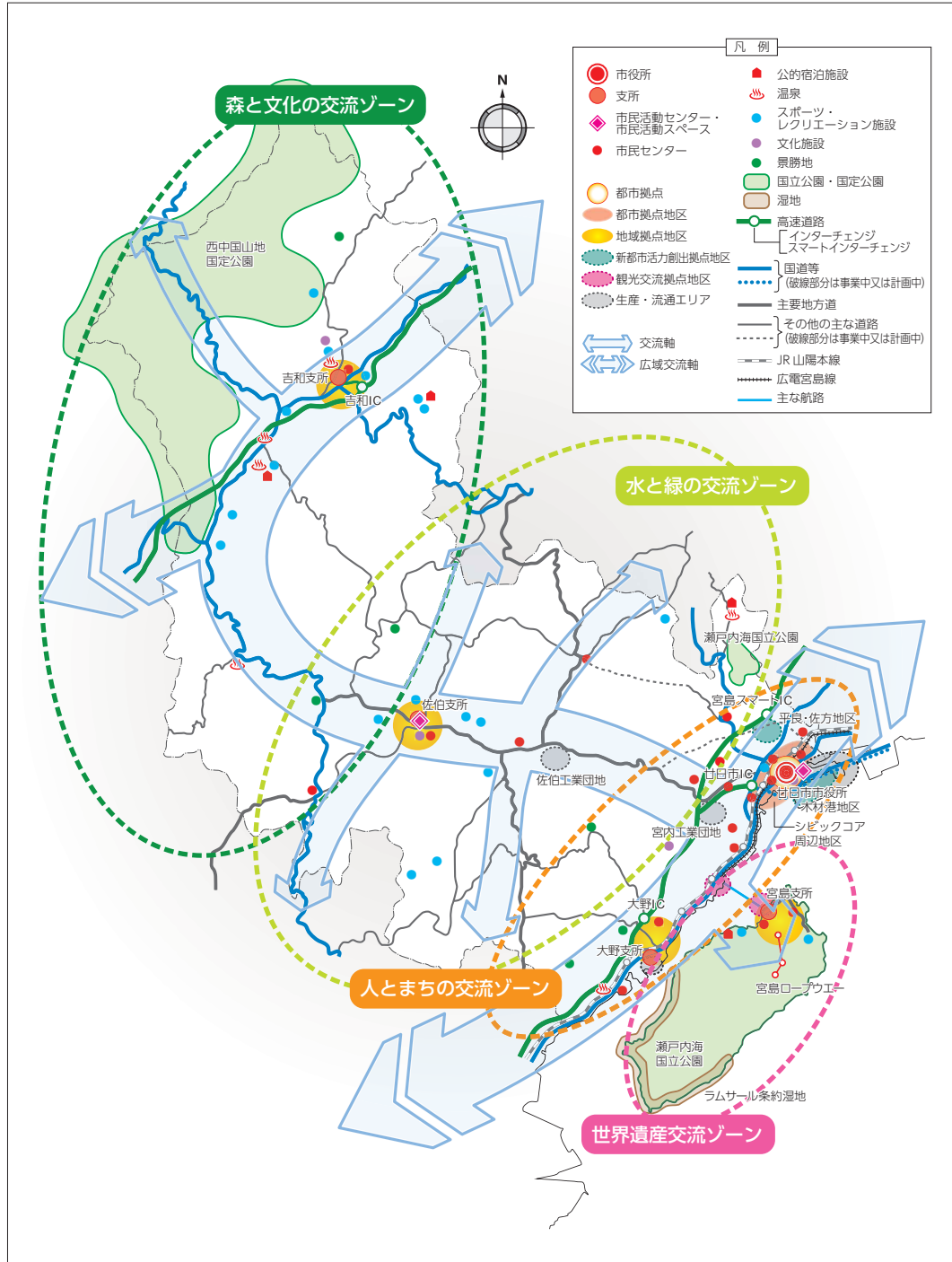
#### a. 第6次廿日市市総合計画（平成28（2016）年3月策定）

まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」とし、将来像を『挑戦！ 豊かさと活力あるまち はつかいち ～夢と希望をもって世界へ～』と設定。

図表 将来像と方向性のイメージ



図表 将来の都市構造

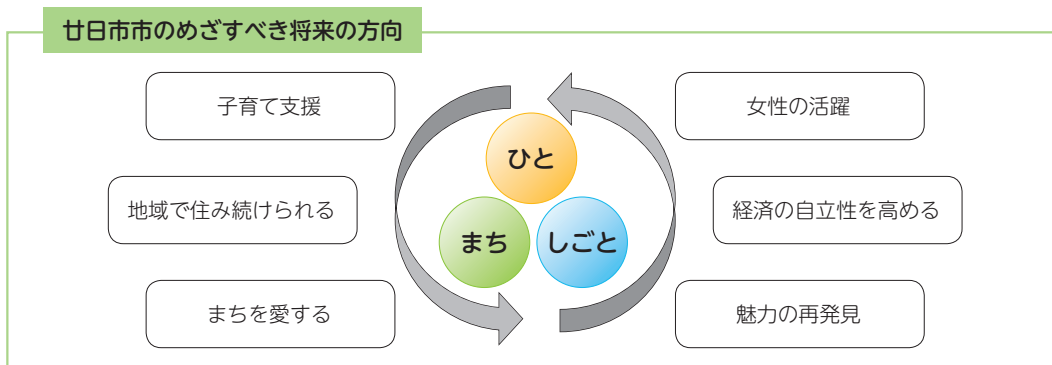




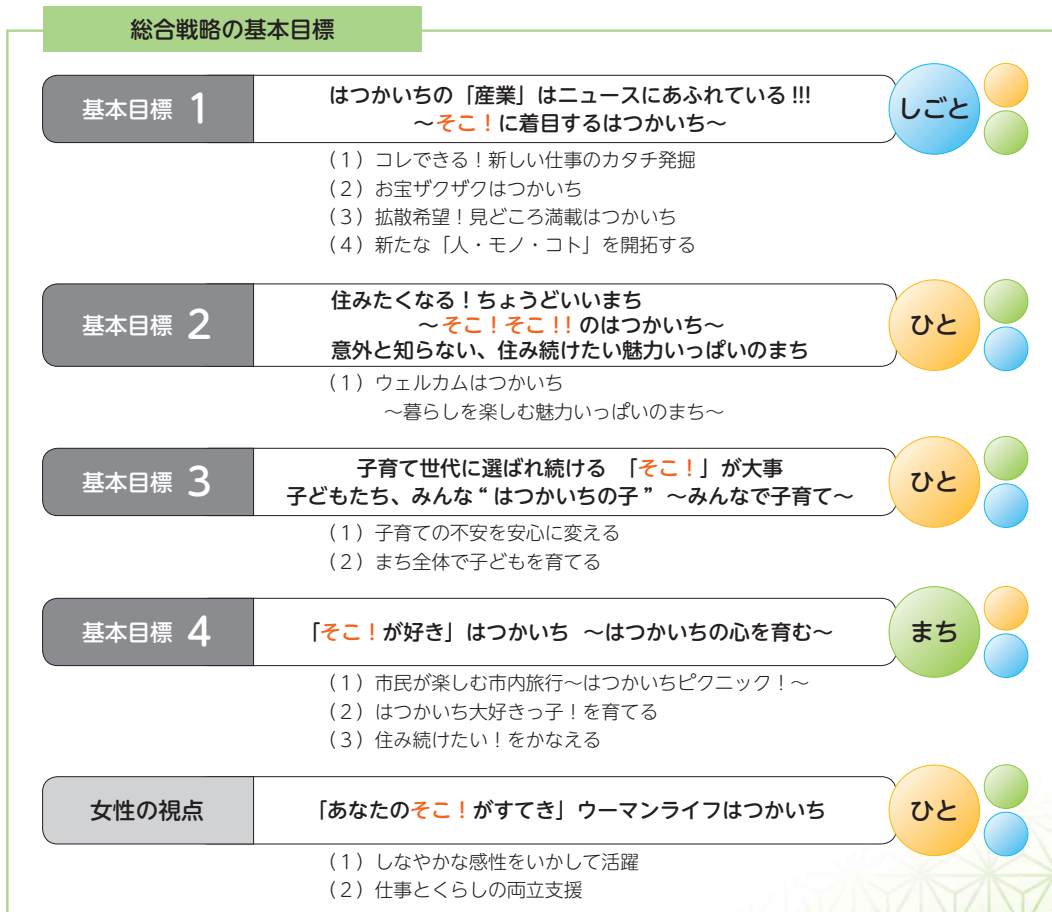
b. 廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27(2015)年10月策定)

まちづくりの基本的理念を「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」と設定し、めざすまちの姿を「そこ！にしかない魅力と住みやすさを感じるまち・はつかいち」と設定。基本的理念を基として、総合戦略の4つの基本目標を設定。

図表 目指すべき将来の方向性



図表 基本目標



### c. 過疎地域自立促進計画（平成 28 年 3 月策定）

過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が、平成 33 年 3 月 31 日まで延長されたことに伴い、過疎地域とみなされる宮島地域（旧宮島町の区域）と吉和地域（旧吉和村の区域）を対象とし地域の自立促進に関し必要な事項を定める。合併後の一体的な地域の発展を図るため、全市的な観点からの施策についても配慮している。

計画の項目

- 1 産業の振興
- 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
- 3 生活環境の整備
- 4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 5 医療の確保
- 6 教育の振興
- 7 地域文化の振興等
- 8 集落の整備
- 9 その他地域の自立促進に関し必要な事項

## (2) 関連法規制

### a. 土地利用関係法の適用状況

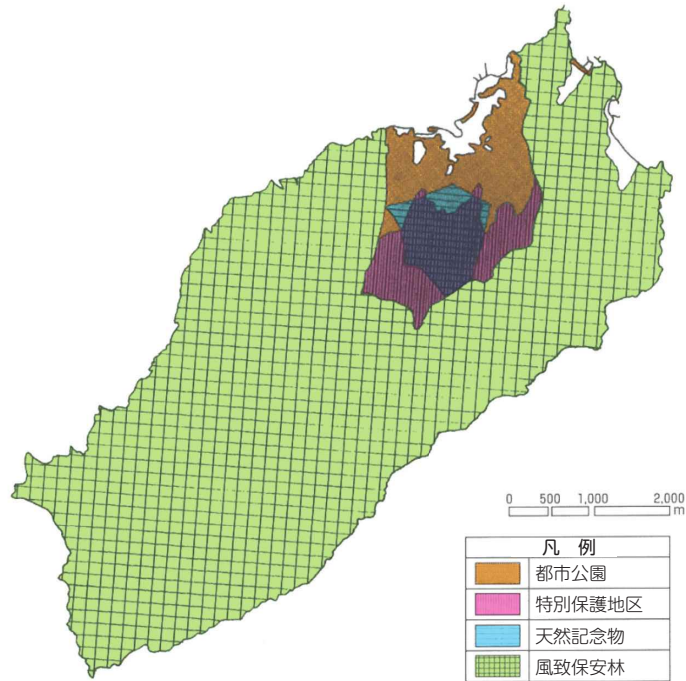
宮島における土地利用に関係する法規制の適用状況は、自然公園法、都市公園法、都市計画法、文化財保護法、森林法、港湾法、鳥獣保護及狩猟二関スル法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、海岸法、砂防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の 11 種類です。

- 自然公園法では、全島が瀬戸内海国立公園に指定され、特別保護地区・第 1~3 種の特別地域及び普通地域に区分されています。
- 都市公園法では、弥山山頂付近から市街地付近までの 419.1ha が都市公園（風致公園）に指定されています。
- 都市計画法では、全島の 3,039ha が都市計画区域に指定され、令和元（2019）年 6 月に指定された伝統的建造物群保存地区を除き、風致地区にもなっています。
- 文化財保護法では、全島が特別史跡及び特別名勝に指定され、さらに弥山山頂付近の 158ha が天然記念物（瀨山原始林）となっています。
- 森林法では、市街地や集団施設地区等を除き、2,350ha が風致保安林に指定されています。
- 港湾法では、胡町、杉之浦、網之浦、包ヶ浦、宮島口が地方港湾蔽島港として港湾区域に指定されています。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、全島が鳥獣保護区に指定され、そのうち弥山山頂付近の 203ha が自然公園法での区域と同様に特別保護地区に指定されています。
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、急傾斜地崩壊危険区域として、市街地及びその周辺において 16 地区が指定されています。
- 海岸法では、網之浦地区、有之浦地区、杉之浦地区、包ヶ浦地区が蔽島港として海岸保全区域となっています。
- 砂防法では、大元川、紅葉谷川、榎谷川、中尾谷川、樅谷川、ドンドン川、白糸川、杉の浦川の 8 河川が砂防指定地となっています。
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、警戒区域 150 箇所、特別警戒区域 146 箇所が指定されています。

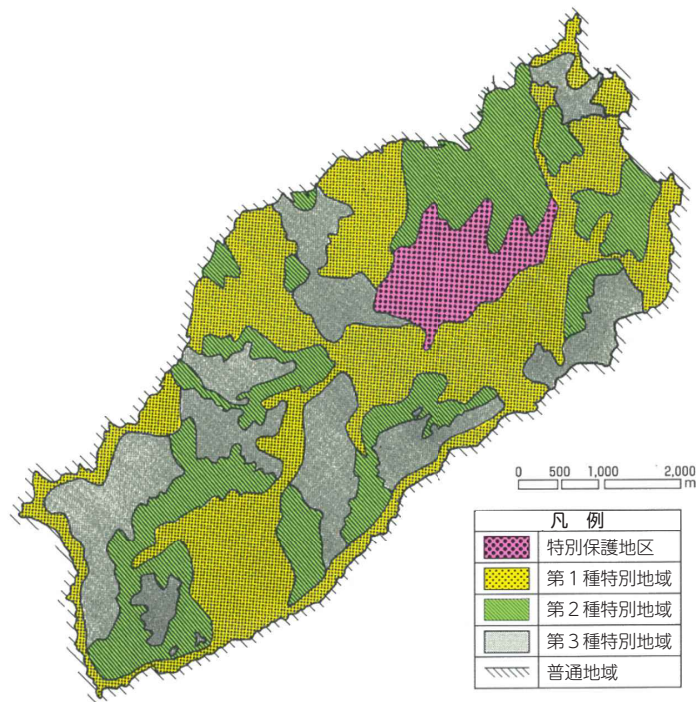
図表 土地利用関係法の適用状況

区分	名称	指定年	面積 (ha)	根拠法	備考
都市公園 (風致公園)	宮島公園	(明治9年) 昭和36年 昭和53年	419.1	都市公園法	(太政官布告第16号による指定) 共用部分は200ha
天然記念物	瀨山原始林	昭和4年	158	文化財保護法	
国立公園	瀬戸内海国立公園	昭和9年	3,039	自然公園法	全島に適用
砂防指定地	—	昭和9年 昭和27年	40.19	砂防法	8河川(大元川、紅葉谷川、榎谷川、中尾谷川、縦谷川、ドンドン川、白糸川、杉の浦川)
都市計画区域	宮島	昭和10年	3,039	都市計画法	全島に適用
風致地区	厳島	昭和13年 令和元年	3,022.2	都市計画法	「廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例」
特別地域	宮島	昭和25年	2,836	自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別保護地区以外</li> <li>1~3種に区別</li> </ul>
風致保安林	—	昭和26年	2,350	森林法	
特別史跡及び特別名勝	厳島	昭和27年	3,039	文化財保護法	全島に適用
港湾区域 地方港湾	厳島港	昭和27年	3.5km	港湾法	網之浦、胡町、杉之浦、包ヶ浦宮島口
特別保護地区	宮島	昭和31年	203	自然公園法	
鳥獣保護区 (特別保護地区)	宮島鳥獣保護区 (弥山特別保護地区)	昭和36年 昭和59年	4,397 (203)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の保護繁殖</li> <li>弥山特別保護地区は自然公園特別保護地区と区域は同様</li> </ul>
急傾斜地崩壊危険区域	特別保護地区	昭和45・46・48・50・60・63年 平成元・2・3・9・11・16年 令和元年	5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>16地区</li> <li>市街地及びその周辺</li> </ul>
海岸保全区域	厳島港	昭和47年 昭和55年 昭和62年		海岸法	網之浦地区、有之浦地区、杉之浦地区、包ヶ浦地区
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	—	平成18年 平成24年 令和元年		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域 急傾斜81箇所・土石流69箇所</li> <li>特別警戒区域 急傾斜78箇所・土石流68箇所</li> </ul>
伝統的建造物群保存地区	宮島町伝統的建造物群保存地区	令和元年	16.8	文化財保護法 都市計画法	宮島門前町

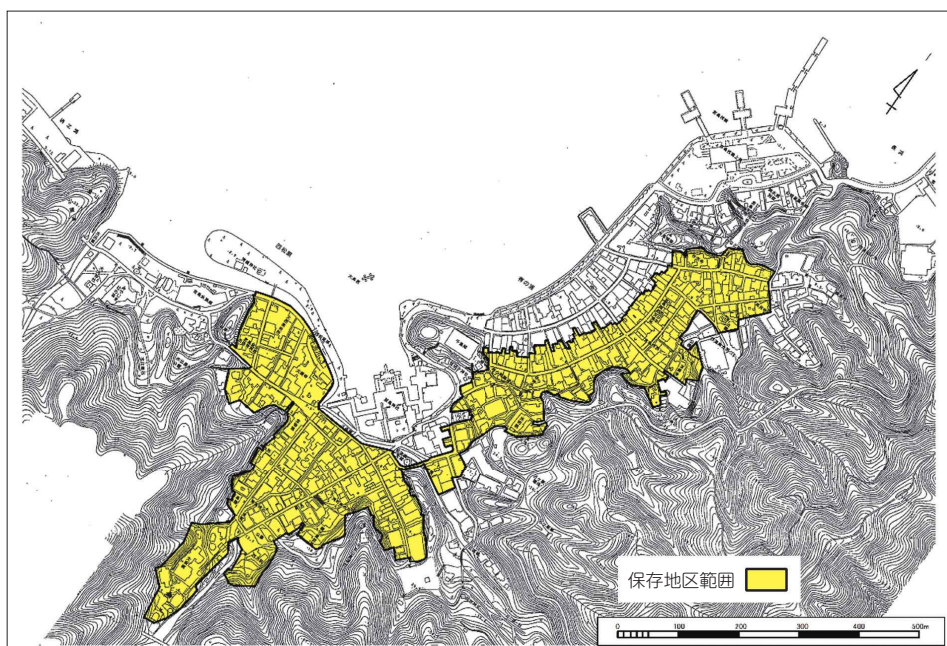
図表 土地利用関係法の適用図



図表 自然公園法の推定状況



図表 廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区範囲図



## b. 景観関係法の適用状況

廿日市市では、景観法に基づく「廿日市市景観条例」を公布し、「廿日市市景観計画（H24.4）（以後、「景観計画」と称す）」を策定しています。「景観計画」では、一定規模を超える建築物の新築等、工作物の建設等、土地の開墾、土砂等の採取、屋外における土石、廃棄物等の堆積などを届出対象行為とし、宮島の良好な景観を保全するための景観形成基準（高さ、形態、意匠、色彩、素材等）を定め、地域における景観行政を主体的に推進しています。なお、景観計画ではこの宮島地域を景観形成においてより重点的な施策の実施が必要な区域や先進的な役割を果たすことが求められる区域として「景観重点区域」の設定を進めることとしています。また、都市の風致を維持するため、都市計画法（風致地区）に基づく「廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（H24.12）」を定め、建築物等の新築、増改築などの行為に対して許可基準を定めています。

また、西町と東町のうち 16.8ha を、「伝統的建造物群保存地区」に指定（R1.6）しています。

さらに、宮島は前述のとおり、文化財保護法による特別史跡及び特別名勝の指定や自然公園法による瀬戸内海国立公園の特別地域などの指定を受けており、これらに則して建築物等の制限も広範に定められています。

景観構成要素の一つである屋外広告物については、「廿日市市屋外広告物等に関する条例（R1.12）」に基づき、宮島全域は屋外広告物の掲出の禁止地域（自己看板などは制限付きで適用除外）となっています。

## 2 課題

### 2-1 自然

#### 自然環境の保護と共生

弥山原始林に代表される山や海などの自然環境は、自然公園法、文化財保護法、都市計画法などにより、特別保護地区、天然記念物、風致地区などに指定され、厳しく守られてきました。また、これらの自然環境は世界遺産“厳島神社”の一体的景観として位置づけられるとともに、市街地景観の借景として潤いを与えており、毎年多くの来訪者を受け入れています。

一方で、激増する観光客の来訪による自然環境への影響や、防災の観点から整備された人工的な構造物等による生態系への影響が見受けられます。

昭和 50（1975）年頃から、シカとの共生が課題となっていますが、根本的な解決には至っていません。加えて、近年ではイノシシやサル在市街地への出没といった新たな課題も発生しています。絶滅危惧種であるミヤジマトンボの保護は大きな課題であり、生息地は「ラムサール条約湿地」に登録されています。

植物ではミミズバイやハマゴウ、ヤマモガシなどが宮島に植生していることや低海拔地にモミが群生するなど貴重な植生も多く見られ、保護していくことが必要です。

近年は、松枯れなどによる倒木の増加に加え、大型台風の襲来や大雨などの異常気象により斜面の崩落も発生しています。崩落箇所などにはシダ類や実生の植物が発生していますが、植生が極相林に向かっているとは言いがたい状況です。

宮島の原点である自然に触れ、学び、理解することが、宮島の貴重な自然を後世に伝えることの第一歩といえます。このことから、「全島博物館：厳島」として貴重な自然を正しく理解し、学ぶことができる仕組みや施設の整備を進める必要があります。また、島民が気軽に自然保護に関わることができるような仕組みづくりや、来訪者を適切に受け入れることができる施設の整備や仕組みづくりも進めながら、人と自然の共生を図ることが必要です。

## 2-2 文化・歴史

### 伝統文化の価値の明確化及び活用

島内には、歴史的建造物や価値ある歴史資源や伝統文化が存在しています。また、令和元（2019）年6月には市街地の一部が伝統的建造物群保存地区に指定されました。しかし人口減少により、空き家となったままの町家も少なくなく、今後の保存や管理、活用の検討が必要です。

また、住民の減少、生活様式の変化とともに、伝統文化や伝統芸能、伝統産業の担い手が減少しています。このため、このままの状況が続くと、これらの衰退や消滅が懸念され、担い手を確保するための取組が必要です。さらに、保存、継承だけでなく、記録し公開するなど、発信していく取組も必要です。

宮島の文化や歴史を明確にするものとして、宮島町史がありますが、刊行予定であった全17巻のうち平成9（1997）年に第3巻を刊行したところで休止となっており、<sup>へんさん</sup>編纂の再開が求められるところです。

宮島の文化・歴史に関する情報提供や学習の拠点として、宮島歴史民俗資料館、巖島神社宝物館、宮島伝統産業会館、宮島市民センター、宮島杉之浦市民センターなどがありますが、体系的・総合的に宮島の文化・歴史について情報提供し、学習できる場は十分であるとは言えません。また、世界遺産について、その価値を伝えるための機能も十分ではありません。

特に、開館から40年以上経過する、宮島歴史民俗資料館は、施設の老朽化への対応とともに、展示内容のあり方など、宮島の歴史、文化の情報発信拠点としての施設機能の充実・整備を図っていく必要があります。

これらのことから、先人が築き上げてきた宮島の伝統文化の価値を再確認し保存・継承する取り組みが必要です。さらに、「全島博物館：巖島」としての施策展開や、観光や学習の資源としても活用していくことが必要です。

図表 宮島歴史民俗資料館



## 2-3 産業・観光

### 国際観光拠点としての環境整備と増加する来島者への対応

宮島への来島者数は、平成 17（2005）年頃までは 200~250 万人程度でしたが、その後は右肩上がり推移し、令和元（2019）年には 466 万人を記録しています。また、近年は外国人観光客が著しく増加しており、令和元（2019）年の来島者数のうち、外国人は 34 万人となっています。

今後、国際観光拠点化を推進する上で、受入れ施設や環境の整備、拡充などハード、ソフト両面での様々な対応が必要になります。

対岸の宮島口旅客ターミナルは新たに整備され、受入れ体制を整えています。宮島側の宮島棧橋旅客ターミナルは昭和 51（1976）年の供用開始から耐震補強を含め数回の改修を行ってはいますが、老朽化は否めない状況で規模、機能面を含めた再整備の検討が必要です。

ほかにも、観光エリアではトイレや Wi-Fi 環境、サインや案内板などの整備の不足が指摘されています。また、近年ほとんどの公共の空間が禁煙となっており、喫煙可能な空間の確保も来島者の受入れといった面だけでなく、防火の面からも設置の検討が必要です。観光客の増加や食べ歩きの増加にあわせて、ポイ捨ても増加しています。ポイ捨ての防止として、ゴミ箱の設置のあり方やゴミの回収方法、マナーの啓発も含めた対策が必要です。マナーの面では、外国人観光客の生活空間への侵入や自転車利用のマナー違反といったトラブルも発生しており、防止策やマナーアップの取組も必要です。

増加している観光客の対応として、空間的分散や時間的分散などによるピークシフトの検討も必要です。外国人観光客には、自然や日本文化などの体験希望のニーズが高くなっており、ハード事業以外にも、ニーズを的確に捉えた、持続可能なソフト事業の実装が必要です。

加えて、観光の国際化が進む中で、平成 15（2003）年に中国を中心に流行した SARS（重症性呼吸器症候群）、平成 27（2015）年に韓国で流行した MARS（中東呼吸器症候群）、そして令和 2（2020）年 2 月現在、中国から国際的に拡散し続け収束の見通しが立っていない新型コロナウイルスといった感染症への対策が必要になっています。

また、観光資源の一つでもあり、地場産業として島の経済を支えた宮島細工などの伝統的工芸品産業については技術保持者が高齢化しており、後継者育成が喫



緊の課題となっています。伝統的工芸品産業に携わる後継者の育成と、業として生活を営むことができるよう販路の開拓が求められます。

これらのことから、国際観光拠点としての環境整備と増加する来島者への対応が必要です。さらに持続可能な観光地経営を進めていく上で、マーケティングやマネジメント機能の強化や観光資源の開発、情報の発信などの取組が必要です。

## 2-4 生活・教育

### 人口減少・高齢化等への対応と教育環境の充実

宮島の人口は、昭和 22（1947）年の 5,197 人をピークに減少しています。平成 27（2015）年には 1,674 人まで減少し、高齢化（65 歳以上人口割合）は 42.8%にまで上昇しています。これまでは人口は減少しても世帯数はあまり減少していなかったのですが、平成 12（2000）年以降は世帯数も減少傾向にあります。また、平成 9（1997）年には過疎地域に指定されています。

今後も人口及び世帯数の減少傾向は継続することが予想されており、その結果、空き家や空き店舗等の増加も予想されます。今後、さらに人口が減少することで、地域を支える人材だけでなく児童生徒数の減少、さらには生活の基盤そのものが崩れていくという、過疎地域における典型的な悪循環へ陥ることが懸念されます。反面、島外からの就労者は増加傾向にありますが、地域を支える人材とはなっていません。住宅や交通を含む生活の利便性に劣ることが、人口減少の要因のひとつであり、早急な対応が必要です。人口減少と高齢化などに対応し、心豊かに暮らせる環境と活力ある地域づくりに向けた取組が必要です。

また、子育て世代が働きやすく安心して生活できるように幼児保育や教育の充実が求められています。

宮島小・中学校では、小中一貫校教育のメリットと地域の特色をいかした魅力ある学校経営を進めています。しかし人口減少により児童、生徒数を維持することが喫緊の課題となっています。

住民生活を支える、上下水道施設などの生活インフラや、多くの公共施設が老朽化しており、更新が必要です。行政などの機能を集約しながら、適正に供給していくことで、住民生活の基盤を支えていくことが求められます。

## 2-5 交通

### 観光交通と生活交通の共生

宮島の住民は、通勤や通学、買い物や医療など様々な日常生活の機会を対岸の大野地域や廿日市地域、広島市などに頼っています。宮島と宮島口間には、民間会社によりフェリーが運航され、市民生活や宮島観光を支える航路となっていますが、夜中から未明にかけては運航されません。そのため、生活交通として早朝、夜間便のダイヤについては、運航負担金を支出し確保していますが、移住・定住対策として更なる運航拡充が必要です。加えて生活と定住を支える仕組みとして、住民のフェリー利用の助成も検討する必要があります。

また、島内の観光のほとんどが歩行により行われていますが、年間約9万台もの自動車が島内に持ち込まれる現状があります。狭隘な市街地等の特性を踏まえると対岸での駐車場の確保などにより、自動車の持ち込み抑制の検討が必要です。

また、CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）などクルマ社会の変化を見据え、いつでも、誰もが、安心、安全に移動できるような仕組み作りも必要です。

さらに、市街地における電線類の地中化も十分ではないため電柱等が歩行、通行の妨げとなっています。あわせて道路舗装をはじめ歩行空間の快適性、利便性を確保しながらバリアフリー化を進めることが必要です。

このことから、宮島の特性に合わせた来島者と島民の双方にやさしい交通環境づくりと、交通利便性を確保する必要があります。

## 2-6 防災

### 防災対策の強化

宮島は、災害に脆弱な地形・地質的条件にあり、これまで台風をはじめとする自然災害により大きな被害を受けてきました。また、島のほとんどを山林が占めるうえに、市街地には木造建築物が密集しており、古くから火災の危険性に悩まされてきました。

これらのことから、今後は、近年頻発化かつ激甚化する豪雨災害や巨大地震などの自然災害に備えるため、急峻な地形や狭隘な道路など、地域の特性を踏まえ防災体制を強化していく必要があります。また、高齢化率が46%を越える中で、要支援者への対応、避難体制の強化が必要です。併せて増加している外国人観光客への対応も必要です。

防災施設の維持管理や整備を進めると共に、浦地区への道路の維持管理やライフラインのセーフティネットの整備も必要です。老朽化したハードの更新や整備、IoTやICTの活用を進めると共に自助共助や地域防災の担い手である消防団員の確保などソフト対策と合わせて一体的な施策の推進による防災・減災対策と防火対策の強化が必要です。

## 2-7 福祉・保健・医療

### 福祉・保健・医療の環境整備

昭和20年代後半には5施設あった開業医は、平成9年頃には歯科1施設となり、現在は、内科・外科の診療が可能なクリニックと歯科の2施設となっています。また福祉、保健施設も限られています。夜間は島内に医師がいないため、フェリーが運航していない時間帯は傷病者のほとんどが、消防艇等で本土へ搬送される体制となっています。併せて、医療施設で治療を受けるまでに、必要に応じて高度な救急救命処置が行える救急救命士を養成し島内の消防署に適正配置するために、救急救命士等の育成・確保が必要となっています。

また島内は福祉、保健施設も限られ、福祉サービス利用者はサービスを受けるためにフェリーを利用して自宅から宮島口まで移動する必要があり、利用者等には大きな負担となっています。島内に居住する外国人労働者は増加しており、福祉施策が行き届くよう多言語での丁寧な対応が必要です。住民はもとより観光客についても、宿泊客、外国人など様々な対応が求められます。

また、島内には商業施設に勤める親世代も多く、子育てをしながら安心して働くことができる環境や、親子が一緒に集い、子育てについて相談し情報交換できる場が必要です。

このように福祉・保健・医療分野についても、多様な主体と連携し、相談・支援体制の充実、地域課題の解決に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

## 2-8 交流

### 交流機会の増加による活力向上

生活スタイルや価値観の多様化により、核家族化の傾向がますます強くなり、島民を共同体として考える意識が薄くなってきています。現在、島内のまちづくりに関する地域自治組織として、「宮島地域コミュニティ推進協議会」とその内の部会として「文化・交流部会」「生活・環境部会」「安心・安全部会」があります。

すでに、島内の行事を地域内だけで支えることができないため、島外からの応援により実施せざるをえない実態もあります。人口が減少する中でも機能するコミュニティのあり方の工夫や検討が必要です。

また、宮島に関心の深い各種団体や、産学連携などによる研究会、セミナー、フォーラムなどの開催も数多く実施されています。

このことから、地域間や世代間の交流をはじめ、各種団体との交流や産学官連携を推進し、良好な地域コミュニティの形成を図るとともに、今後の宮島のまちづくりに活かすために、さまざまな交流機会の創出と受け皿の構築が求められます。また、交流の場となる施設の整備を進める必要があります。地域力の維持・強化を図るため島しょ部においても、地域主体のまちづくり活動を支援するとともに、地域と行政のパイプ役となるまちづくり組織の設立に向けた取組も必要です。

図表 宮島踊りの夕べでの交流

